

(3) 12月16日 長野県 長野市

成年後見制度利用促進法における
中核機関の役割と実務研修

～“当事者参加”の視点から 権利擁護支援を考える～

2022年12月16日(金)

13:30～16:00

会場：長野ターミナル会館 4階「芙蓉・寿」
(オンライン併用)

【プログラム】

13時30分 開 会
主催者挨拶(全国権利擁護支援ネットワーク 代表 佐藤彰一)

13時40分 実践報告
～ 確認しよう！「権利擁護支援における『当事者参加』の取り組み状況」

14時50分 発表者:野口 一輝さん
(長野市社会福祉協議会 長野市権利擁護センター所長)
佐藤 直樹さん
(魚沼市社会福祉協議会 地域福祉課長)
今井 友乃さん
(知多地域権利擁護支援センター理事長)
助言者:平野 隆之さん(日本福祉大学大学院教授)

—— 休憩 ——

15時00分 講 演
～ 深めよう！「”当事者参加”を支える権利擁護支援とは・・・」

16時00分 ～地域社会に参加し、共に自立した生活をおくるために～
講 師:平野 隆之さん(日本福祉大学大学院教授)

閉会挨拶(アドボネットながの 会長 中畷知文)
閉 会

長野市権利擁護センターの実践と「当事者参加」への取り組み

令和4年12月16日（金）
社会福祉法人 長野市社会福祉協議会
地域福祉課 長野市権利擁護センター
所長 野口一輝

はじめに（説明の目次）

1 長野市権利擁護センターの概要

長野市権利擁護センターの位置づけや体制の他、実際の運営状況について説明します。

2 運営において大切にしている視点

権利擁護センターを構成する「長野市成年後見支援センター」、「法人後見担当室」及び「『おひとりさま』あんしんサポート相談室」の運営において大切にしている視点について説明します。

1 長野市権利擁護センターの概要

(1) 長野市社協における成年後見制度への関わり

長野市権利擁護センター開設までの経緯

- ◆経過 平成23年4月1日 長野市成年後見支援センター開設
- 平成25年4月1日 法人後見事業開始（法定後見）
- 平成29年4月1日 法人後見事業拡大（任意後見）
- 令和3年4月1日 長野市権利擁護センター開設

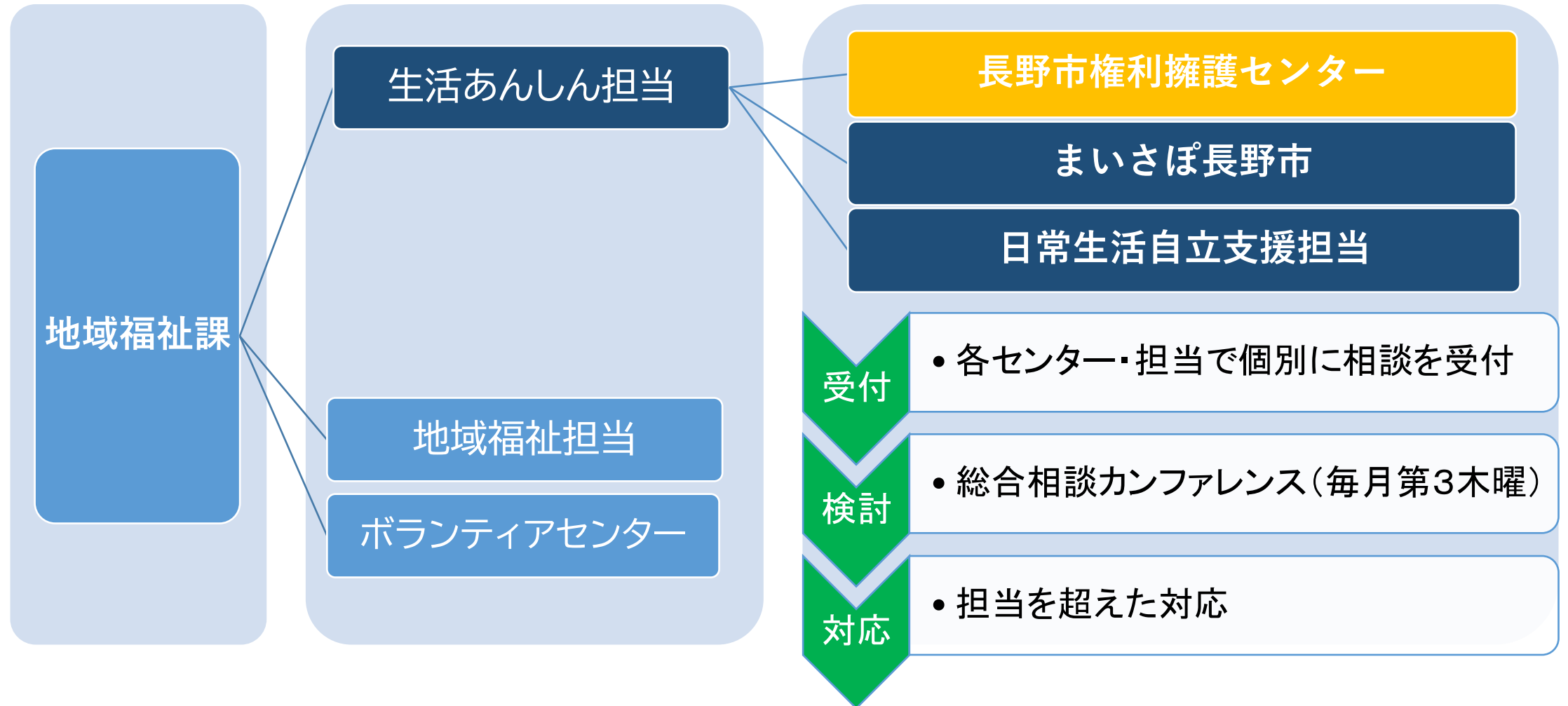


※同センター内に長野市及び上水内郡3カ町村から中核機関として受託した「長野市成年後見支援センター」の他、「法人後見担当室」「おひとりさま」あんしんサポート相談室の3つの担当を位置づけ。

⇒ 詳細は別紙資料参照

1 長野市権利擁護センターの概要

(2) 長野市社協における個別相談の対応フロー



2 運営において大切にしている視点

(1)長野市成年後見支援センター運営の視点(法定後見)

視点1 本人申立てを積極的に活用

- 1 親族申立や首長申立を検討する前に、本人申立が可能かアセスメントしています

[理由]

- ◇本人に対して行う様々な工夫をしながら説明する意識が芽生える。
- ◇後見人等が選任される前に本人を中心とした「チーム」を構成することにつながり、後見人が選任された後も、チーム支援の機能を活かすことにつながる。
- ◇本人の「意思能力」を中心とした後見人等活動の契機となる。

視点2 保佐・補助申立を大切に

- 2 本人の行為能力を極力正確に反映させるように医療機関との連携を図っています

[理由]

- ◇本人申立を積極的に活用する視点を持つと必然的に保佐・補助申立は多くなる。
- ◇後見類型が多い原因としては、主治医に対して本人の状況が正確に伝わっていないことが考えられ、診断書作成の際に主治医と情報共有を行うことが、その後の地域づくりにつながる。
- ◇代理権の乱用を防ぐことにつながる

※全国的にもH31.4～「本人情報シート」の運用開始により、この点に多少の改善が見られる。

2 運営において大切にしている視点

(1)長野市成年後見支援センター運営の視点(法定後見)

視点3 アウトリーチの視点を大切に

3 本人や親族、関係者からの相談には現場で受けるようにしています

[理由]

- ◇インテーク・アセスメントの段階で本人の生活歴や人物像、地域とのつながり等様々な環境要素を把握することができる
- ◇居住環境を確認し、過去における一日の日常生活上の流れと現在の日常生活の流れを極力把握することで、今後の支援の在り方の検討の指標となる。
⇒病気？ライフスタイル？
- ◇親族の抱える福祉課題（生活課題）も同時に把握することができ、その後の新たな支援につながる

視点4 包括的支援の視点を大切に

4 後見制度活用の必要性という視点ではなく、本人の今後の生活に必要な支援は何かという視点を大切にしています

[理由]

- ◇センターに寄せられる相談には虐待ケースも数多く、虐待者へのアプローチが環境改善に必ずつながる
- ◇各分野の関係者が持ち出す「セクション主義」を本人支援の検討に持ち込まれることを防止するため、積極的に生活全般の調整をする姿勢を示します。分野を横断した「ストレングス」に着目した本人支援の実現につながる

2 運営において大切にしている視点

(2)「おひとりさま」あんしんサポート相談室運営の視点 - 相談室の事業① -

「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）」に基づき策定された成年後見制度利用促進基本計画で定める「任意後見契約のメリット等の周知、相談対応を進める」を趣旨とした総合的な相談事業、社会資源の開発及びガイドラインの策定の3つの施策を柱とした事業となっています。

I

社会資源 の開発

- 任意後見制度をベースとした新たな支援事業
- 共通の悩みを抱える方同士の互助システムの構築

II

相談窓口 の開設

- 身元保証に関する常設の総合相談窓口を開設
- 住宅入居、入院、施設入所等の際の身元保証及び日常の財産管理、葬儀、相続、財産の処分等、死後の事務といった様々な問題についての相談を受ける

III

ガイドライン の策定

- 身元保証等がない方の入院・入所に係るガイドラインの策定
- 医療機関・福祉関係施設・行政等を中心に課題を共有化し、対応をルール化したものを目指す

2 運営において大切にしている視点

(2)「おひとりさま」あんしんサポート相談室運営の視点 - 相談室の事業② -

I 任意後見制度を活かしたサポート事業の開発・資源化

- ◆現在、本会で実施している「法人後見事業」における任意後見契約（+財産管理事務委任+死後事務）をベースに、より利用し易く改善。
- ◆弁護士会、司法書士会、行政書士会等の専門職団体やNPO法人ライフデザインセンターと連携し、任意後見制度等の利用拡充を図る。

令和3年
4月

II 「おひとりさま」あんしん相談室の開設

- ◆親族等の関わりが得られないことに対する様々な不安ごとに対する相談を包括的に受ける総合相談窓口。
- ◆常設の相談窓口で、専任の職員2名、兼務職員3名を配置。

令和3年
10月

III 「おひとりさま」あんしんガイドライン策定に着手

- ◆医療・介護の現場において必要とされる「身元保証」について、長野市におおける定義を規定し、具体的な対応方法等の指針（ガイドライン）を策定することにより、必要な医療や介護サービスが利用できる地域づくりを目指すもの。
- ◆長野市、医療機関、福祉施設、専門職団体、その他関係機関と協働による策定を予定。

令和4年
4月

2 運営において大切にしている視点

意思決定が可能ないわゆる「おひとりさま」

将来への不安・困りごとの相談

例) 賃貸入居連帯保証、急な病気・けが、入院・施設入所等の身元保証、
日常の財産管理、葬儀、相続、財産処分等、死後の事務・・・

相談窓口 「おひとりさま」あんしんサポート相談室

無料

包括的相談支援

本人の思い・希望にそった「権利擁護」の支援

地域づくり支援

参加・仲間づくり支援

希望により将来に備えた**任意後見制度**利用促進
(見守り・財産管理委任事務契約、任意後見契約、死後事務委任契約、遺言作成支援)等

資産が一定以上

資産が一定以下 (低所得者層)

専門職・民間支援団体
(弁護士・司法書士・行政書士、
NPO法人)等への紹介、連携・支援

有料

※新規(R3.10開始)
市社協実施事業

独自の利用料

本人の思い・希望を支える本人を中心とした
チーム・ネットワーク
構築、役割分担等
(**人生会議(ACP)**作成支援、含む)

身寄りがなくても安心して入院・入所・入居できる、行政はじめ各機関が関わる
ガイドライン作成等

本人主体による、ゆるやかな顔の見える関係づくりの場の提供、参加・仲間づくりの支援

2 運営において大切にしている視点

(2)「おひとりさま」あんしんサポート相談室運営の視点

視点①

本人からの相談に拘る

- ・ 関係者からの「困った」相談にはすぐに対応しない
※関係者から「どうにかして欲しい」は、本人と向き合っていない場合が多い

視点②

本人を中心としたチームをつくる

- ・ 本人の状況に応じて、本人と相談しながら支援チームを形成。
- ・ 専門職や社協との任意後見契約等による支援が整った後、ケア会議を実施。
[参加者] 本人、本人が参加を希望する知人等、地域包括支援センター、民生委員 等

視点③

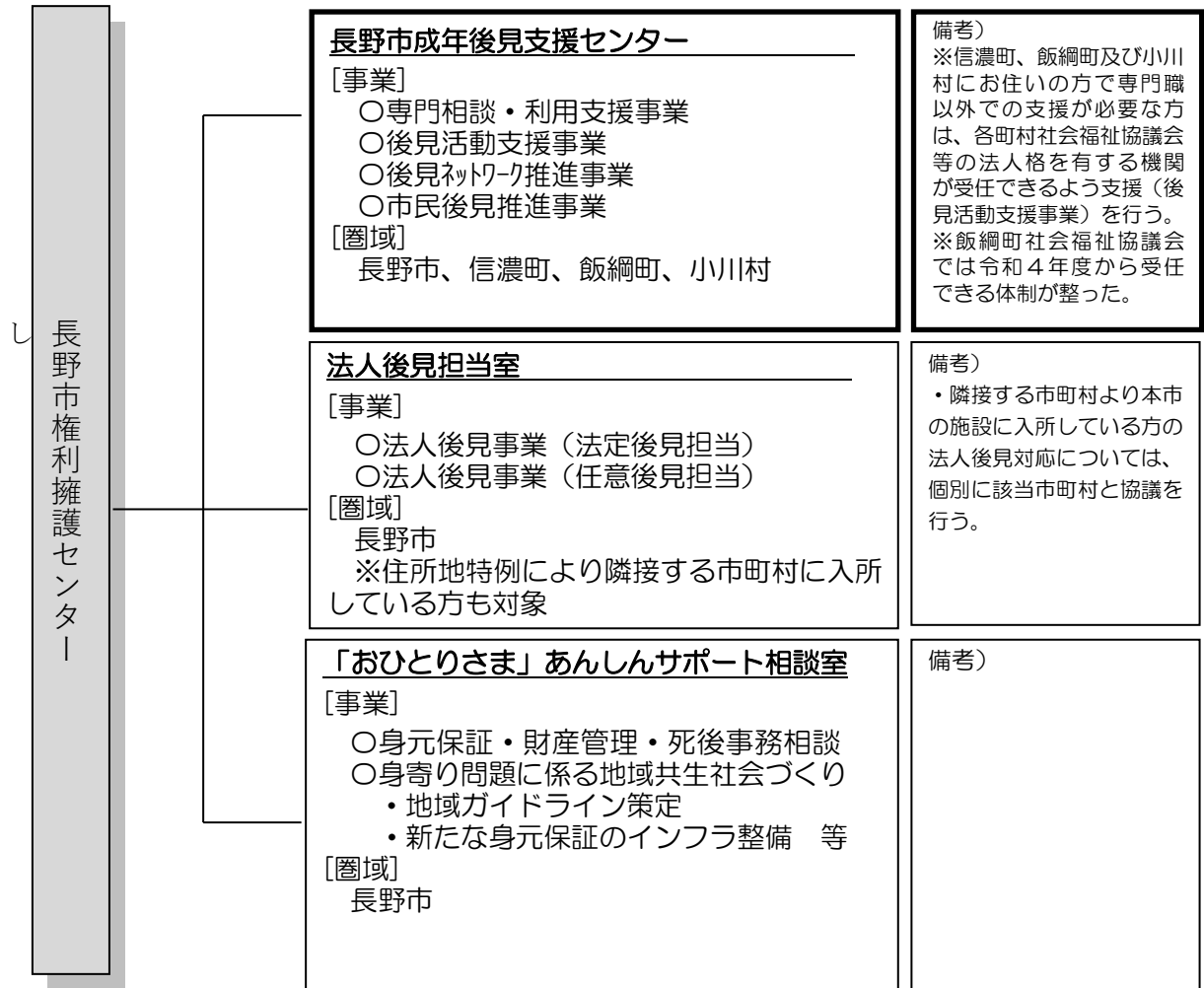
新たなつながりをつくる

- ・ 同じような不安を抱える方が、思いを共有しあえる場を提供⇒この場が新たな「出会いの場」となることで、新たな「つながりづくり」となることを期待

長野市権利擁護センターの組織体制について

長野市権利擁護センターは、以下の3つの事業（機能）を持った機関として令和3年度より開設しています。

- 1 長野市、信濃町、飯綱町及び小川村を圏域とする「**長野市成年後見支援センター（中核機関）**」を長野市より受託（令和3年度～）。
 ※上水内郡の3町村は、第二期長野地域連携スクラムビジョンに基づき運営費の一部を負担することにより参加。
- 2 長野市の住民を対象として本会が成年後見人等として支援を展開する「**法人後見担当室**」を開設（令和3年度～）。
 ※令和2年度までは長野市成年後見支援センターの事業の一つとして実施していたが、令和3年度からの中核機関としての受託に併せて財源等を切り離して実施。
- 3 長野市の住民を対象として親族等の関わりがない方の生活不安に対する相談に応じる「**おひとりさま**」あんしんサポート相談室を新たに開設（令和3年度～）。
 ※長野市からは「おひとりさま」あんしんサポート相談事業として事業を受託。この受託事業の内、相談室は、令和3年10月1日に開設。



権利擁護支援における 「当事者参加」の取り組み

身寄りのない人への支援に関するガイドライン策定をとおして

社会福祉法人魚沼市社会福祉協議会
地域福祉課 課長 佐藤直樹



報告の趣旨

なんで身寄り問題？

中核機関

成年後見制度

意思決定支援

身寄りなし
ガイドライン

当事者
参加？

互助会

ガイドライン策定の背景・経緯

魚沼市における身寄りのない人への
支援に関するガイドライン

令和2年11月



法人後見業務で直面

地域で勉強会

ガイドライン策定



意思決定支援と互助会

ガイドライン策定をとおして感じた当事者主体の重要性

ガイドラインが大事にしていること

ガイドライン（P1）「基本的な考え方」から抜粋

～ 医療や介護に限らず、すべての支援は**本人の意思に基づき提供される**ことが基本です。とかく支援が困難になればなるほど、支援者の価値観で決めた支援を、本人の最善の利益として進めてしまうことがあります。認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人であっても、本人には**意思があり、意思決定能力を有する**ということを前提にした、**尊厳を支える**対応を行うことが何よりも重要です。～

ガイドライン（P8）「おわりに」から抜粋

～ また、チームによる支援を進めるうえでは、本人の**意思決定を支援するという視点**を忘れてはなりません。その支援が真に本人の意思（希望）に基づくものであるためには、また、身寄りのない人の権利を擁護するという本ガイドラインの目的にかなうためには、常に本人を中心に置き、本人の**自己決定を尊重**する姿勢が極めて重要です。

～

権利擁護支援

- 本人主体
- 尊厳を支える
- 意思決定支援(ACP)
- 自己決定の尊重

権利擁護支援と当事者参加

意思決定支援

(ACP)

- 価値観を押し付けない
- 一緒に考える



- 本人が中心
- 本人が決める

当事者参加

- 権利とは自分のことを自分で決めること

権利擁護支援

互助会



当事者参加の効能

意思決定支援

合理的配慮

コミュニケーション

虐待防止

互助会

ヨコの関係性

意思決定支援

家族機能

2022年度日本財団助成金事業
成年後見制度利用促進法における中核機関の役割と実務研修



～ “当事者参加” の視点から 権利擁護支援 を考える～

「権利擁護支援における
『当事者参加』の取り組み状況」

2022年12月16日

全国権利擁護支援ネットワーク 事務局長

NPO法人 知多地域権利擁護支援センター 理事長

今井 友乃



特定非営利活動法人
知多地域権利擁護支援センター

愛知県 知多半島
4市5町（東海市、知多市、常滑市、半田市、東浦町、阿久比町、武豊町、美浜町、南知多町）



知多地域に成年後見センターが設立された背景

親に先立たれ、グループホームで暮らす
知的障害の若者

親が癌で余命半年という事態発生！
いわゆる、障害者の親亡き後の問題である

という事態解決に動き出したのが始まりである。

誰もが安心して地域で自分らしく生きるためには
成年後見制度が必要である

それでは、誰が後見人になるの？

名古屋の弁護士事務所へ相談に行く

※GH(グループホーム)

がんの母親、知的障害の本人、NPOの代表、NPOの事務局長(私)、
GHを経営する組織の代表、GHの世話人の6人で行った。

本人の生活をよく知っている生活支援事業所がふさわしいのか？

本人と利益相反の関係にある



後見人にはふさわしくない

後見人は弁護士など専門家がふさわしいのか？

あまりお金がないのに・・・



後見人にはふさわしくない

若者が人生を全うするまで個人で支えるのか？

責任が重大である。途中で自分が先に亡くなるかもこともありうる。



後見人にはふさわしくない

それでは誰が後見人にふさわしいのか？

継続性・複数の目での
監視体制



個人より法人

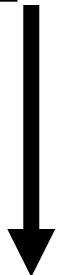
利益相反の考え方



福祉の直接サービス
をしていない団体

どこを成年後見の受け皿とするか？

- 法人格を持った団体
- 福祉の直接サービスを行っていない団体
- 福祉のことに精通している団体



ちょうどいい団体があった

NPOの中間支援団体

特定非営利活動法人 地域福祉サポートちた

(知的障害の若者が住むGHを運営している組織が相談を持ちかけた団体)

知多地域における法人後見のスタート

知多地域 権利擁護支援センターの体制

1 成年後見センターの設立と概要

NPO法人＋社会福祉協議会⇒NPO法人知多地域成年後見センター
(現在 知多地域権利擁護支援センター)

(1) 特定非営利活動法人（NPO法人）として

- 平成19年11月 認可申請
- 平成20年 1月 認証
- 平成20年 2月 法人登記
- 平成20年 4月 本格的に事業展開
- 令和4年 4月

知多地域権利擁護支援センターと名称変更
同時に中核機関として設置される。

(2) 財源

- NPO法人としての会費
- 知多管内5市5町からの委託料 2,500万円（初年度）
2,800万円（3年目より） 3,200万円（5年目より）
3,900万円（7年目より） 4,500万円（9年目より）
5,400万円（11年目より） 6,000万円（13年目より）
4市5町に変更 6,300万円（15年目より）

(3) 職員体制

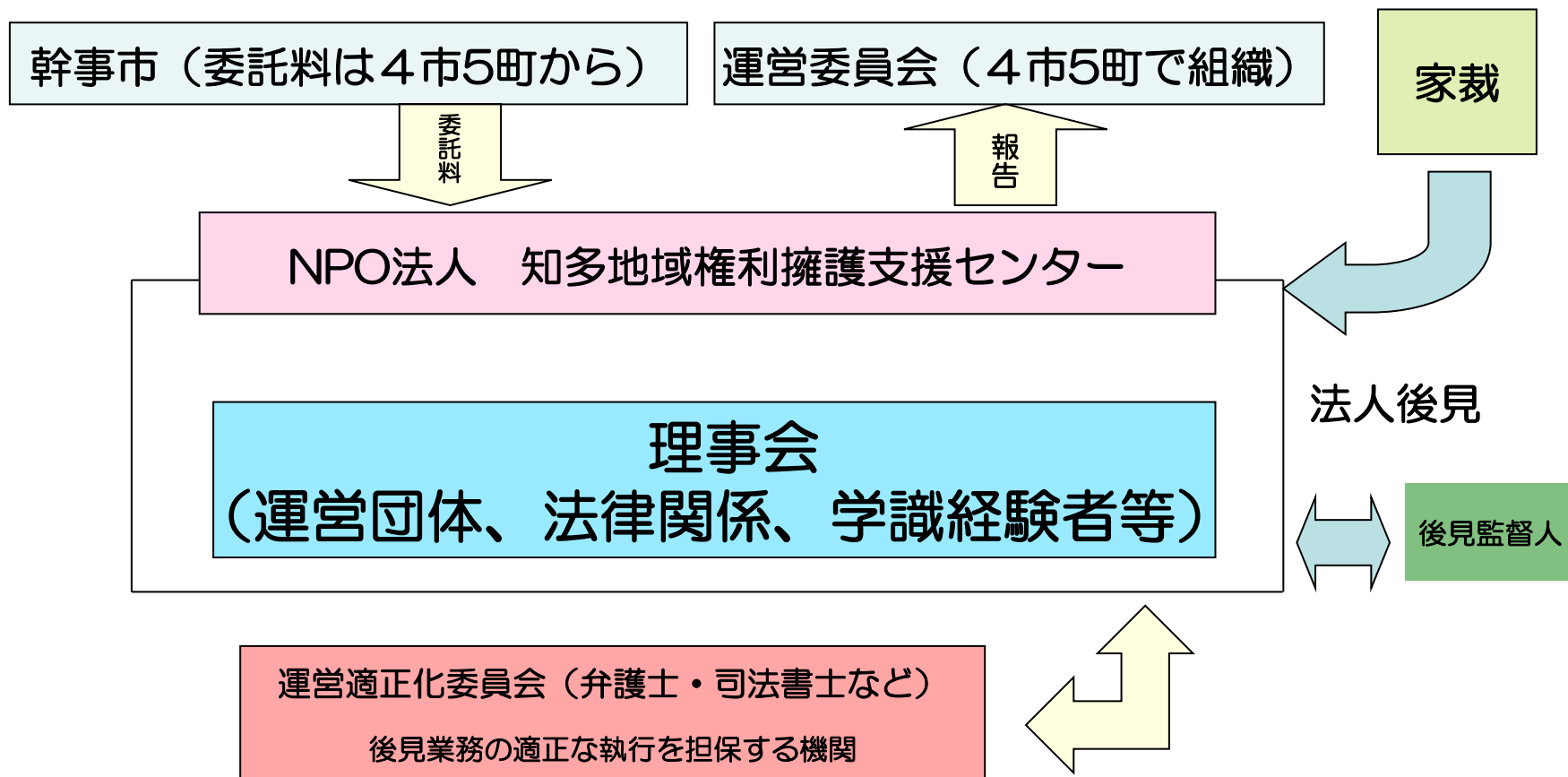
○ 正規職員 7名 (社会福祉士等 男3、女4)

緊急電話当番制 24時間、365日体制 一応土日祝休み、夏、正月休暇あり、公務員並みの給与

非正規職員 37名配置 (月1回から週5日まで)

(資格は問わず、信用性が担保できる人物)

(4) 体制図



知多地域権利擁護支援センターの 業務と現状

1 知多地域権利擁護支援センターの主な業務

(1) 中核機関

- 成年後見制度に関する相談、後見人支援、弁護士、司法書士などへのケース紹介、地域連携ネットワーク整備、権利擁護支援に関する専門相談、普及啓発
(虐待、差別、身寄り問題、成年後見人等受任候補者の推薦など)
- 一般市民を対象とした、地域福祉やまちづくりに結びつく人材育成
- 権利擁護支援に関する研修の開催
- 行政や各種福祉事業者向けの専門研修の開催

(2) 法人後見

- 多問題家族、虐待、生活困窮者世帯などの処遇困難者を対象とした受任(知多半島のセーフティネット)

法人後見受任の現状

- 受任件数（令和4年3月末現在）※()内は死亡者を含む総数
 - 後見類型... 306件（677件）
 - 保佐類型... 195件（317件）
 - 補助類型... 54件（76件）

	後 見					保 佐					補 助					合 計
	認知症	知的	精神	その他	計	認知症	知的	精神	その他	計	認知症	知的	精神	その他	計	
在宅	38	40	15	0	93	43	35	35	2	115	10	9	10	2	31	239
病院 ・ 施設	97	59	46	11	213	28	24	21	7	80	9	6	5	3	23	316
合計	135	99	61	11	306	71	59	56	9	195	19	15	15	5	54	555

- 出前講座

関係団体

- 行政職員研修

毎年2回 行政職員向けの講座

(対象が、福祉課、税務課、市営住宅関係、水道課、
行政が委託している包括支援センター、
障害者相談支援センター等)

- フォーラム等の開催

成年後見講演 専門学校講師 渡邊哲雄氏

成年後見講談 講談師 神田織音氏

成年後見落語 落語家 桂ひな太郎氏

成年後見寸劇 当法人の関係者による劇

成年後見クイズ 関係者全員

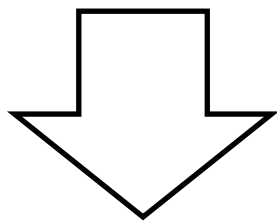
- 年間相談件数

544件

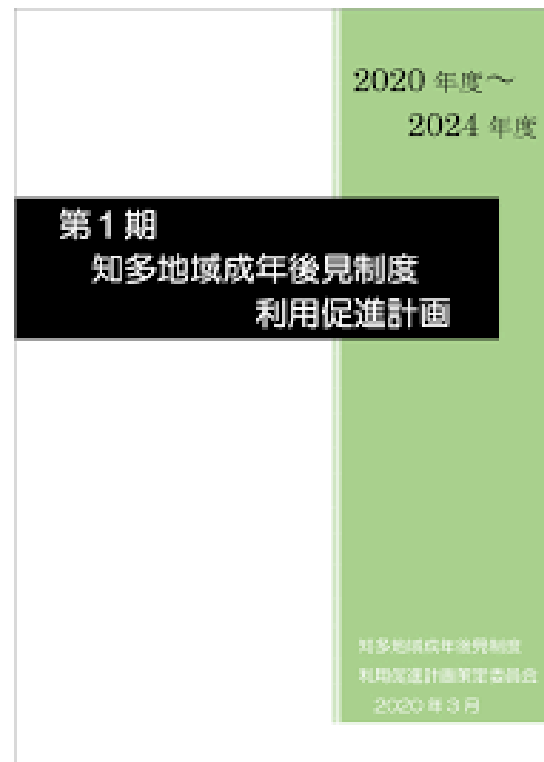
知多地域での取り組み

第1期知多地域成年後見制度利用促進計画

「権利擁護支援」をさらに充実させ、住み慣れた地域で支え合いながら、地域を共に創っていく地域共生社会の実現を目指すため、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、第1期知多地域成年後見制度利用促進計画を策定した。



知多地域成年後見センター
が行ってきた実践から今後
この地域に必要なことを
計画立てて行います



知多地域成権利擁護支援センター の特徴

1 NPO法人、社会福祉協議会、行政の協働事業

(1) 全国的にも珍しい展開

2 知多管内4市5町行政の広域的な事業受託

(1) 単独市町として実施困難な事業実施が可能

(2) 成年後見関係を含め権利擁護関係の無料相談も可能

(3) 委託料により、職員の身分も財政的に保障される

3 運営委員会の開催

- (1) 知多管内4市5町の福祉行政担当者と構成
- (2) 定期的な開催（年4回開催予定）
- (3) 委託事業の業務をチェック

4 運営適正化委員会の開催

- (1) 愛知県弁護士会 高齢者障がい者総合支援センター
アイズ 推薦の弁護士、
成年後見センター リーガルサポート 愛知支部推薦の司法書士、
愛知県社会福祉士会推薦の社会福祉士、
愛知県精神福祉士協会推薦の精神保健福祉士 で構成
- (2) 定期的な開催（年4回開催予定）
- (3) 後見業務等のチェック
- (4) 受任調整会議の機能を付加

5、知多地域権利擁護支援センター職員が 知多4市5町で各種の委員を務める

- 障害者地域自立支援協議会
- 虐待防止連絡協議会
- 地域福祉計画策定委員
- 障害者福祉計画策定委員

これらの、委員会に関わることで
地域に権利擁護の意識を根付かせる
きっかけになる。

6、職員の内部研修と外部研修、 積極的な研修会・啓発活動の実施

地域・外部に向けての研修

定期的開催

- ①成年後見サポーター研修
- ②権利擁護サポーター講座
- ③ろうスクール
- ④成年後見制度 専門支援員養成研修
- ⑤成年後見フォーラム
- ⑥行政職員研修
- ⑦事業所セミナー

不定期な開催

- ①多職種連携ファシリテーション講座
- ②成年後見制度実務者連絡会
- ③身元保証を考える研修会
- ④終末期の医療を考える研修会
- ⑤虐待防止研修

法人内職員の研修

- 法人正規職員 外部視察研修
- 法人全員の研修 理念確認
- 全国権利擁護支援ネットワーク主催のフォーラム参加

★知多半島に置いての研修の回数と参加人数

対象は、民生委員、施設、育成会、ケアマネ、保健所、包括等

平成 年度	回数(回)	参加人数(人)
20	40	1647
21	22	1082
22	28	1110
23	12	418
24	9	250
25	13	428
26	19	696
27	18	889
28	14	915
29	22	1045
30	27	974

知多地域成年後見センター各種講座およびフォーラム参加者数	
講座・フォーラム名	参加者数
成年後見サポーター研修講座 H20~H30	558
権利擁護サポーター講座 H26~H30	105
成年後見制度専門支援員養成研修 H21~H30	195
ろうスクール H29 H30	52
成年後見フォーラム H20~H30	1127
行政職員研修 H21~H30	810
事業者セミナー H27~H30	164

成年後見サポーター研修講座

日 程	6月14日～7月19日	毎週
	金曜日	全6
回		
時 間	13:30～16:00	
会 場	武豊町中央公民館2F	視聴覚室
	受講料	1,000円
		(全6回分)
対 象	高齢者・障害者福祉に関心のある方 成年後見制度について知りたい方、 後見事業について関わりたい方など	
定 員	30名(先着順)	

日程と科目

6月14日(金)

- ◆成年後見概論
- ◆柴田将人氏(愛知県弁護士会弁護士)

6月21日(金)

- ◆高齢者・障害者の権利侵害の現状
- ◆山田隆司氏(NPO法人東濃成年後見センター事務局長)

6月28日(金)

- ◆法定後見の申し立て手続き
- ◆前本好江氏(前本社会福祉士相談室)

7月5日(金)

- ◆財産管理と身上監護Ⅰ
- ◆鈴木直幸氏(司法書士)

7月12日(金)

- ◆財産管理と身上監護Ⅱ
- ◆板野珠実
- (NPO法人知多地域成年後見センタースタッフ)

7月19日(金)

- ◆後見人の実務
- ◆今井友乃(NPO法人知多地域成年後見センター事務局長)

成年後見制度とは？

認知症の高齢者、また知的障害や精神障害で判断能力が不十分な方々の権利や財産を守る制度です。

しかし、どのような制度か、どう利用すればいいのか？

十分には知られていないのが現状です。

申込み・問合せは
裏面をご覧ください

2019年度

じぶんのことは、じぶんできめる！

受講
無料

権利擁護サポーター講座

認知症になっても、障がいがあっても、地域で自分らしく生きていくためのお手伝いに必要な、基本的な知識を学ぶ全9回の講座です。

定員

40

日程 9月6日～11月22日

毎週金曜日 全9回

時間 13:30～16:30

	日程	講座内容
第1回	9月6日	地域でできること
第2回	9月13日	インタビューゲーム
第3回	9月20日	障がい等理解
第4回	9月27日	日常生活自立支援事業の概要と実態
第5回	10月4日	成年後見制度の概要と実態
第6回	10月11日	先輩の声
第7回	10月15日 ↓ 11月15日	同行訪問 (権利擁護の支援を利用して いる現場に出て学びます)
	11月22日	ふりかえり

会場 美浜町生涯学習センター
研修室



住所: 美浜町大字北方字十二谷125 TEL: 0569-82-6464

◆車の場合◆ 南知多道路・美浜ICより西へ500m

◆公共交通機関の場合
巡回ミニバス行ってきたバス自然号
書館下車すぐ

申込書 TEL・FAX・メールでお申し込みください。

知多地域成年後見センター
TEL (0562) 39-2663
FAX (0562) 39-2667

(ふりがな)		性別	男・女
氏名		TEL	
生年月日			
住所			

主催: 特定非営利活動法人 知多地域成年後見センター

協賛: 社会福祉法人 美浜町社会福祉協議会 阿久比町社会福祉協議会 東海市社会福祉協議会
 大府市社会福祉協議会 知多市社会福祉協議会 常滑市社会福祉協議会
 半田市社会福祉協議会 武豊町社会福祉協議会 南知多町社会福祉協議会
 東浦町社会福祉協議会

今だからこそ学びたい、
人生に本当に役立つ学校が始まります！

知多半島 ろうスクール

2019 in 美浜



「知多半島ろうスクール」は、人生のさいごまで、後悔しないで笑顔で暮らすための自分らしい生き方・老い方(老)と、生活を守るための制度や法律(Law)を学ぶ学校です！

自分や家族が病気になったら？ 認知症になったら？
相続ってどうするといいの？ 遺言は、書いた方がいいの？ 自分のお墓はどうしよう…？

大切なことなのに、普段は聞きづらい色々なこと。
仲間と一緒に、楽しく、自分の人生のために学んでみませんか？



知多半島ろうスクール

開講日：10月10日（木）～11月21日（木）の毎週木曜日

全7回 13:00～16:30

※10月31日（木）については9:30～16:30

場 所：美浜町生涯学習センター （知多郡美浜町北方十

二谷）学 費：入学金 2000円

各講座 1回につき1000円 ※講師陣は弁護士・行政職員・福祉施設職員など各分野

の専門職をそろえております

7、情報共有の工夫

階層ごとのミーティング

- ・ 正規職員ミーティング 月2回
- ・ 正規職員 担当エリアミーティング 月1回
- ・ 責任者ミーティング 月1回
- ・ 非常勤ミーティング 月1回
- ・ 支援員ミーティング 月1回
- ・ 全体ミーティング 月1回

成年後見の現場から見えること

- 命がある限り辞めることができません。
- 人は人を助けられるほど偉くありません。
- 自分ひとりでできることはあまりありません。
助け合うことが大切です。
- 他人の気持ちはわかりません。わかろうとすることが大切です。
- 人に頼ることが大切です。

知多地域権利擁護支援センターが 支援をしていくうえで大切にしている事①

- ・本人が中心の支援 本人にとってどうかの基準

知多地域権利擁護支援センターは素人の集団。

センターの専門性とは、地域生活のプロ

私たちは何を支援すべきか？財産を守る？

人としての尊厳を護ること。

答えはない。本人と一緒に悩む、考える。

破たんとともに歩む。

見捨てない。支援は命ある限り続きます。

知多地域権利擁護支援センターが 支援をしていくうえで大切にしている事②

- ・成年後見制度を使ったからと言って生活が窮屈にならないように、
考える

地域の中に支援者を増やす、本人の応援団を増やす。

自分の正義を押し通すことを前面に出さない。

正義を通した時の本人の状況を考える。

私たちは管理者か指導者か？

いえいえ、そんな立場ではありません。

三人寄れば文殊の知恵と申します。

たくさんの人に相談しましょう。

そもそも「当事者参加」とは

- ・法人後見の受任者に対しての当事者参加支援
- ・講座受講者の当事者参加
- ・地域への当事者参加 すべて

権利擁護支援とは地域福祉だから・・・

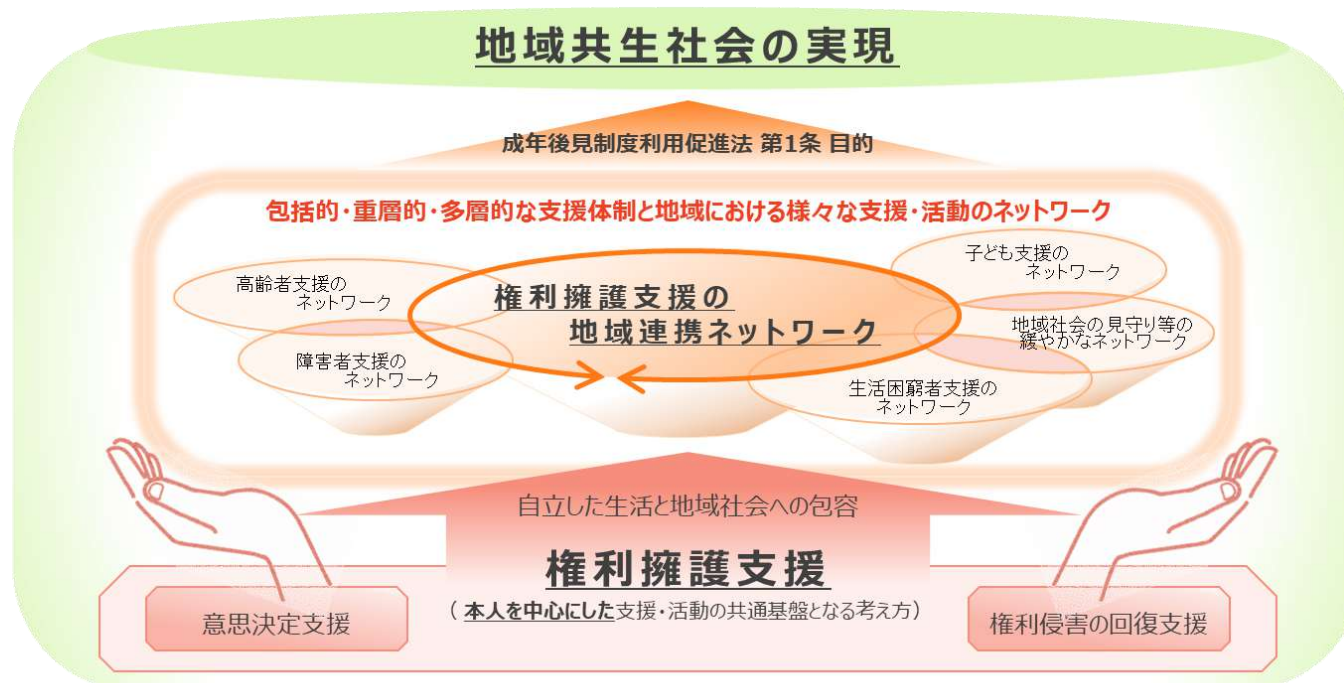
テーマ：深めよう！「当事者参加」を支える権利擁護支援とは
 ～地域社会に参加し、共に自立した生活をおくるために～

日本福祉大学大学院特任教授 平野隆之

1. 「当事者参加」の出発点にある「本人を中心にした支援」

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、*** 住み慣れた地域**において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、*** 障害の有無にかかわらず * 尊厳のある本人らしい生活を継続**することができるよう、社会全体で*** 支え合いながら、ともに地域を創っていくこと**」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、*** 本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方**として、*** 「権利擁護支援」**を位置付けた。

- ① 地域共生社会実現を目指す包括的支援体制における*** 本人を中心にした支援・活動の共通基盤**である。
- ② **意思決定支援等による権利行使の支援**や、虐待対応や財産上の不当取り引きへの対応における**権利侵害からの回復支援を主要な手段**として、支援を必要とする人が、地域社会へ参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための*** 支援活動**。



出所：厚生労働省成年後見制度利用促進室の資料に、豊田市安藤加筆。

2. 社会福祉法における「地域社会への参加」:

社会福祉法（第106条の3） [2020年4月施行]

(包括的な支援体制の整備) ⇒ **第106条の4 重層的支援体制整備事業**

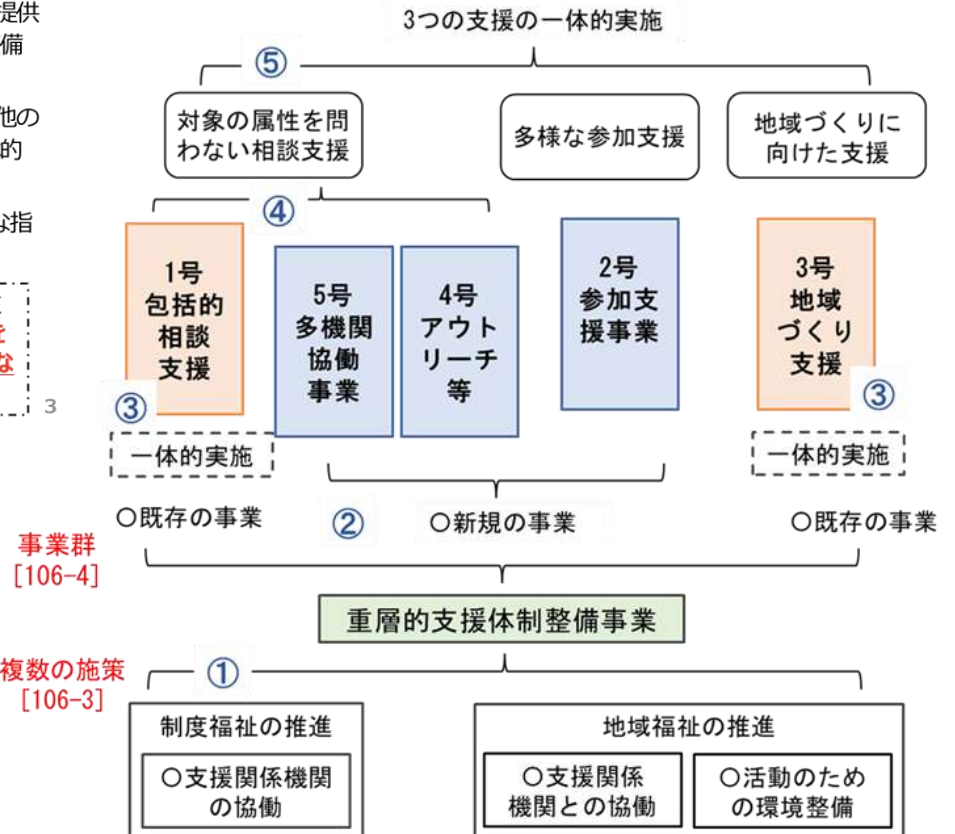
第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する**施策**
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する**施策**
 - 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ地域生活課題を計画的に行う体制の整備に関する**施策**
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

第1項は、(1)地域住民が交流する拠点の整備などの**地域づくりの取組**、(2)身近な地域で住民の相談を分野を問わず**包括的に受け止める場の整備**、(3)相談支援機関が協働して、**課題を解決するネットワークの整備** などを通じ、**包括的な支援体制を整備していくことを市町村の新たな努力義務**としている。

□社会福祉全般のなかで、相談支援から参加支援・地域づくり支援への推進が、これからの課題となる

□「地域福祉の推進」を権利擁護支援の立場から深める



3. 「権利擁護支援をめぐる政策展開と社会福祉・地域福祉の課題－2つの当事者参加の実現に向けて－」『社会福祉研究』142, 23-35.) から

○本稿が扱う権利擁護支援における当事者参加には、①支援プロセスへの参加とともに、その結果としての②地域社会への参加の実現という2つを含んでいる。2つの当事者参加を権利擁護支援の重要な要素であるという判断は、後述する権利擁護支援をめぐる政策展開の方向性においても確認されている。

○しかし、その政策が地方自治体における権利擁護行政による体制整備として運用されることが必要である。そしてその体制整備により稼働する「権利擁護支援センター（総称）」において実践が積み上げられることなしには、2つの当事者参加、そして権利擁護支援は実現しないのである。

具体的には、同論文を参照（資料1）

4. 同論文の図4の補強

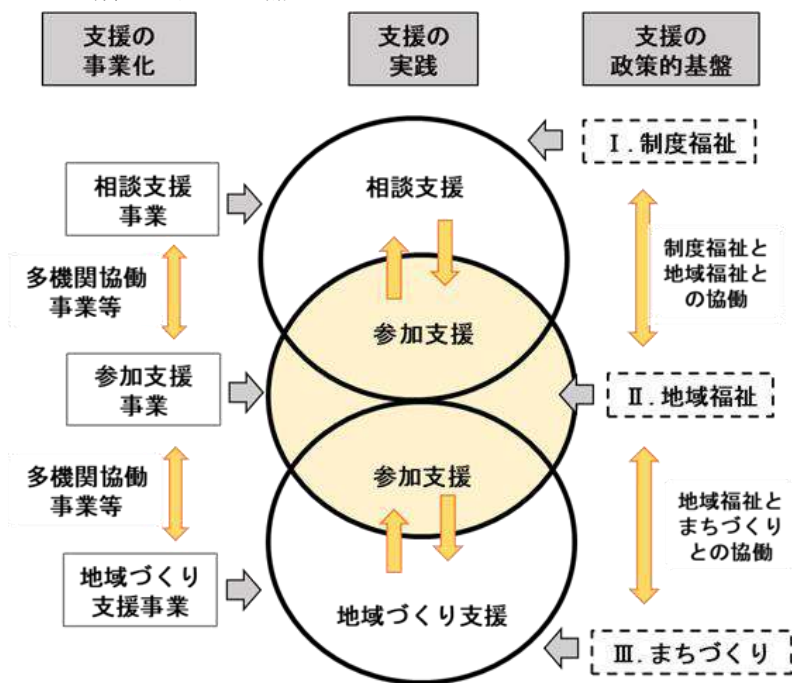


図1-2 「重層的」な3つの支援を支える構造

い多面的な施策体系のなかにビルトインさせることが必要となります。支援の実践が、支援の事業化の枠を越えて拡がりをもつためにも、支援の実践を支える制度福祉の体系を越えた、地域福祉そしてまちづくりを含む「支援の政策的基盤」が必要なのです。

「ミクロの実践レベルにおける一体的な実施」は、これまで重層的支援体制整備の事業レベルにおいて捉えていた「対象者の属性を問わない相談支援」、「多様な参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の一体的な実施を、ミクロの実践レベルで捉え直すことを求める枠組みといえるものです。図1-2が示すように、ミクロの実践では、相談支援と参加支援とが一体的に実施される場面は少なくなく、地域づくりの実践が同時に参加支援を担っていることは生じています。「参加支援事業」と実践レベルでなされる「参加支援」とは異なり、後者がより広範囲な実践によって担われているのです。

市町村自治体が重層的支援体制整備事業を運用する場合、「支援の事業化」を通して、つまり先の5つの事業化によって担われます。しかし、「支援の実践」は、事業化の範囲を越えた実践を行うことが制約されるわけではありません。3つの支援の実践現場において一体化を目指すことで複合化・複雑化した支援ニーズを充足する試みには、支援の事業化の範囲に限定されない実践が含まれていることに注目が必要です。そのことを把握する、そして政策的に支援する枠組みとして、図1-2では、「支援の政策的基盤」を用います。

「支援の実践」を継続的・安定的に実現するためには、事業化に加えて政策的な基盤が必要といえます。なぜなら、実践レベルで制度によらない自発的な実践によって、支援の一体化が実現することが期待されており、それを捉える政策枠組みとして、自発的福祉を包含する地域福祉やまちづくりの考え方が必要となります。そこで、支援の事業化を越えて、重層的支援体制整備事業が展開されるためには、これまでの自治体による福祉政策にとどまらない

5. 権利擁護支援への「当事者参加」は、支援政策・計画への「センター参加」を促す ⇒ 権利擁護支援センターのマネジャーが目指す自律的運営
 平野隆之・住田敦子(2022)「権利擁護支援センターの自律的運営に求められる戦略的マネジメントー尾張東部権利擁護支援センター運営の共同研究からー」
 『日本の地域福祉』35

協議の場での交渉や働きかけの権利擁護支援センターの自律的運営のための実践仮説 ①省察的認識、②法人の理念、③代弁活動

表 第1期の実践仮説の組み立ての第2期・第3期への反映

	第1期 委託内容の交渉 2011～	第2期 利用促進計画策定 2018～	第3期 計画の推進と評価 2022～
実践仮説の 担い手	センター長	センター長+研究者	地域連携ネットワーク (進行管理推進委員会)
第1期の実践仮説 の組み立てとその 反映	省察的認識を起点とする	センターの自己評価作業を計画策定の出発 点とする	進行管理推進委員会の役割を再検討する
	法人理念に根差す	先行する法人理念を計画の理念・目標に反 映させる	理念遂行と目標達成のために、支援レベルと支援を支え るネットワークとに推進と評価の主体を区別する
	代弁活動としての実践	実験的な取り組みを経て、センターおよび地 域連携ネットワークの主体化が図られる	進行管理推進委員を越える参加者による推進と評価の組 織化
センターの 自律的運営の展開	委託関係における対等性の確保と 適正運営委員会の提言機能の確保	計画策定における事務局役割とセンター主 体の計画項目による責任性と自律性の担保	推進と評価を担うことで、地域連携ネットワーク組織に まで自律的運営が波及する

表のセンターの自律的運営の展開の横軸をみると、センターが主宰する「適正運営委員会」での課題集約機能のなかで取り込まれた提言機能が重要な役割を持つ。法人後見業務の委託からはじまったセンターの役割を、コーディネート機能へと転換することが実現する。そして、第2期の広域行政による単独促進計画の場を通して、センターが主導性を発揮できる計画項目が計画化されることに結びついている。本稿が目指した中核機関の行政委託が進むに際して、同センターの先行実践やそのなかで形作られてきた運営理念が計画に生かされ、代弁的な活動を発揮できるための自律的な運営の内実化、計画項目による責任性と自律性の担保へと発展している。

第3期は進行中で十分な考察には限界がある。地域連携ネットワークが担う計画の推進や改善にむけての評価の方法において、当初設定した進行管理推進委員会のみ役割として運営することの限界が見えてきた。この改善については、これまでのようなセンター長による戦略的なマネジメントというよりは、進行管理推進委員会のなかで、実践をめぐる仮説的な思考・判断に基づき修正案が提案されたものとみなすことができる。

特集：権利擁護を「当事者参加」の観点から再検証する

《総論》

権利擁護支援をめぐる政策展開と 社会福祉・地域福祉の課題 — 2つの当事者参加の実現に向けて —

ひらの たか ゆき
平野 隆之

日本福祉大学大学院特任教授

はじめに

筆者が権利擁護支援における「当事者参加」の重要性を深く認識したのは、2018年に出版した『権利擁護がわかる意思決定支援—法と福祉の協働—』の編集を通してである。その編集上の試みの1つが、第1章に配置した「マンガで学ぶ意思決定支援の誤解—『私』抜きの3つの誤解—」にあたる。マンガを挿絵とするのではなく、論点そのものをマンガで表現する大胆な試みを行っているが、その意図は、当事者である「私」を抜きにしない原則を強調し、「支援プロセスへの当事者参加」の必要性を最初に配置することで、意思決定支援の意味を打ち出すことにある。

もう1つの編集上の試みは、①事例学習の教材、②事例検討会の運営、③事例研究（ソーシャルワーク理論からの振り返り）という3つの角度から、6つの意思決定支援の事例を読み解いたことである。そのなかで、①の意思決定支援の場면을教材化した事例学習や、③のソーシャルワーク理論からの実践事例の振り返りもそれぞれに多くの学びがあるものの、特に②の実際の事例検討会を再現した第4章の「意思決定支援のための『事例検討会』の運営」には、「支援会議への当事者参加」の方法とその意義が取り上げられており、より深い学びを提供している。

支援会議への当事者参加を確保するということは、例えば居所の選択の局面においての支援会議に当事者が参加できる機会をつくればいいというものではない。同書には、当事者本人がいったん行った選択を変更したくなることや、選択のやり直しについて生活等の支援者間での合意を調整する困難さがあることなど、本人にとっても後見人にとっても試行錯誤の取り組みが紹介されている（Ⅲに詳述する）。いずれにしても、本人の意思の表明やその実現の可能性をしっかりとアセスメントすることなしに、形式的な当事者参加では、その先にある地域社会への参加の実現という目的的な意味での当事者参加が達成されないのである。

本稿が扱う権利擁護支援における当事者参加は、支援プロセスへの参加とともに、その結果としての地域社会への参加の実現という2つを含んでいる。2つの当事者参加が権利擁護支援の重要な要素であるという判断は、Iで取り上げる権利擁護支援をめぐる政策展開の方向性においても確認されている。しかし、その政策は地方自治体における権利擁護行政による体制整備として運用されることが必要であり、その体制整備により稼働する「権利擁護支援センター（総称¹⁾」において実践が積み上げられることなしには、2つの当事者参加、そして権利擁護支援は実現しないのである。

本稿では、①国による政策上の支援、②運用面での自治体による体制整備、③支援組織での実践

の地域的な蓄積，という3つのレベルでの取り組みが相互に連動することによって，当事者参加の意義ある実現が可能となることを論じてみたい。そのメカニズムの解明や当事者参加の可能性について論じることは，一方で社会福祉に加えて地域福祉の課題を問うことにつながる点で，総論的な内容といえるかもしれない。しかし他方では，3つのレベルが連動するメカニズムには，筆者の研究フィールドである「権利擁護支援センター」が深くかかわると仮説的に考えている。その意味では，各論的な解説にとどまることになる。

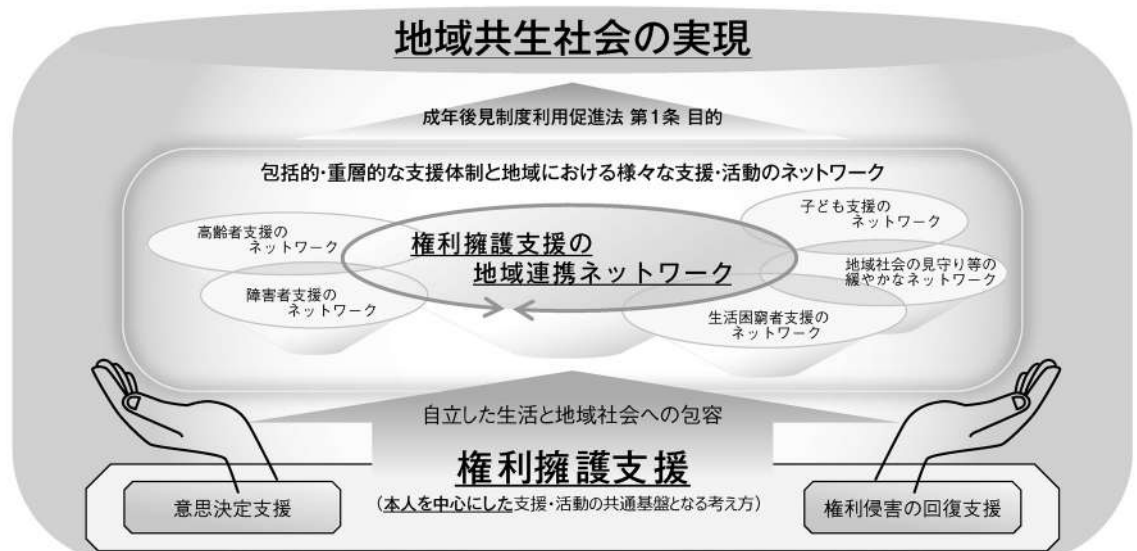
I 権利擁護支援をめぐる政策展開の方向性 ー第2期の基本計画が示す選択ー

国の成年後見制度利用促進基本計画（～2021年度）の見直しの議論が，次期基本計画（2022年度～）の策定に向けて専門家会議により精力的に行われている。中間とりまとめ²⁾の内容および専門家会議の議論の論点を踏まえると，権利擁護支援における当事者参加を考える上で，本節1. から3. として挙げた3つが政策展開の重要な方向性

を示すと考えられる。ただし，「中間とりまとめ」という表記が示すように，今後の検討作業のなかで，福祉・行政と司法の連携や後見人の報酬の見直し，後見人の交代などにおいて新たな方向性が示される余地がある。

1. 地域共生を目指す権利擁護支援の方向性

第1は，成年後見支援や成年後見制度利用促進ではなく，権利擁護支援の理念に根差した政策展開が目指される方向性である。これは権利擁護支援の内容として，地域福祉や地域共生の視点を取り入れることが求められ，地域の多様な社会関係のなかでの生活の実現が権利擁護支援の視野に入ってくるということを意味する。この方向性は，当事者の地域社会への参加を支援する役割としての権利擁護支援を目指すことに通じる。次期基本計画では，地域共生社会の実現と権利擁護支援との関係を整理する作業が求められ，その到達点として専門家会議に示されているのが図1である。また，中間とりまとめ（2ページ）では，権利擁護支援を「本人を中心にした支援・活動の共通基盤」であり，意思決定支援等による権利行使の支援



出典：厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室「次期成年後見制度利用促進基本計画中間とりまとめ概要」，2021年，3ページ。

図1 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、判断能力が不十分な人が、地域社会に参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動」(注記を省略)と定義している。ここでの判断能力が不十分な人の参加は、権利行使の支援プロセスへの参加とともに、地域社会に参加し、共に自立した生活を送るという目的的な参加をも視野に入れていることから、2つの当事者参加が肯定されていると見ることができる。

図1の上段にある地域共生社会の実現に向けて、その実現のための政策手段の位置に「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」が置かれている。目的達成のための政策手段については、以下の2.

3. においてその方向性を説明する。

また、地域共生社会の実現に向けて取り組まれている「包括的・重層的な支援体制」と権利擁護支援とを関係づける要請が、専門家会議の委員からも強く出されている。関係づけの課題は、2020年の社会福祉法改正で登場した「重層的支援体制整備事業」のなかで活用可能な制度の範囲に、成年後見制度利用促進事業が含まれていない点にある。具体的には、既存の包括化する分野(介護、障害、子育て、生活困窮)の補助等において、一体的に執行できる交付金を推進する制度設計に成年後見制度利用促進事業が含まれていないということである。なお、この要請の意義については、IVの地域福祉の視点による推進課題のところで触れる。

2. 当事者参加に結びつく意思決定支援の

普及方法

第2に、上記の支援理念や目的への移行は、同時に代行決定から意思決定支援(代行決定場面の限定化)への移行を本格化させることに結びつく。基本計画に示す意思決定支援の具体化における論点は、意思決定支援を担う支援者の範囲をどう設定し、その推進にどう努めるのかである。意思決定支援をめぐる各種ガイドラインとの関連でいえば、後見事務のガイドラインを中心に推進するのか、幅広く障害者や認知症の人の生活支援全般に

拡張しながら、各種ガイドラインを包含する形で推進するののかということになる。中間とりまとめでは、成年後見制度の利用促進における意思決定支援の浸透としては、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」に基づく普及を中心とする方向性を示し、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」等については、研修等での活用に課題をとどめている。

成年後見制度利用の局面における意思決定支援は、支援プロセスへの当事者参加を促進することに作用する。ただし後見人等は、支援ネットワークに遅れて登場する立場でもあり、意思決定支援のための事前準備を重視する観点からは各種ガイドラインの一体的な普及も必要となる。地域連携ネットワークの役割には、「意思の形成や表明」を超えた「意思の実現」の局面での連携が想定されることから、後見事務に限定しない総合的なガイドラインの共有が求められる。地域連携ネットワークのメンバー間での意思決定支援に取り組む相互の緊張関係が成立し、後見支援サイドからの普及にかぎらない、生活支援サイドからの問題提起が後見支援に向けられることが必要となる。

いずれにしても推進策としては、地域連携ネットワークの形成やチーム支援を促進する中核機関が、市町村行政の担当部署とともにネットワークの参加メンバーに対して、意思決定支援の考え方を研修する機会を確保することになる。中核機関を未設置の自治体をはじめ、国の基本計画を契機として立ち上げられた中核機関にどこまで意思決定支援の普及を担うことができるのか、課題は多い。全国研修の段階から都道府県レベルでの研修に移行するなかで、こうした課題解決に向けた工夫が求められる。地域において意思決定支援を先行する支援組織がリードできるという、地域での実践の蓄積が反映される研修の模索を期待したい。そのような工夫が、研修の場そのものによって地域実践の連携の契機となる。

3. 自治体福祉行政による権利擁護支援の体制整備

第3に、自治体福祉行政上の課題として、権利擁護支援を支える体制整備の推進を求めるとともに、地域連携ネットワークの持続的な機能強化の方向性が示されている。現在の基本計画においても、地域連携ネットワークの体制整備は、全国どの地域でも、尊厳をもったその人らしい生活を継続するために、必要な人が成年後見制度を利用できるようにする観点から、市町村が主体となって取り組まれてきた。その地域連携ネットワークを形成するための中核的な役割を果たす機関として、文字どおり中核機関の整備が政策的に推進されてきた。そして、それを促進するツールの1つとして、市町村が成年後見制度利用促進計画を策定することが求められてきたのである。

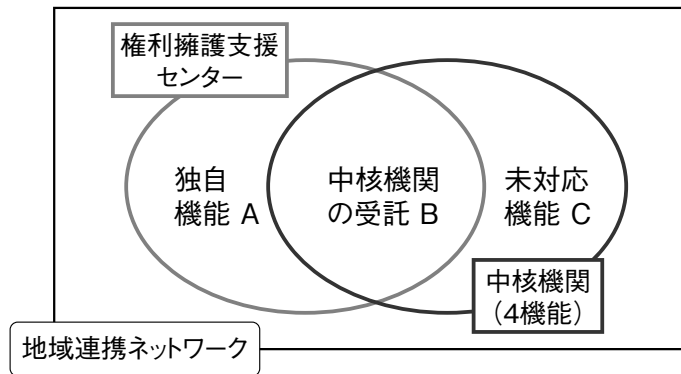
それぞれの整備や策定状況を概観すると以下の状況となっている。国の「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果」では、2019年10月時点から1年後の変化を示すと、1,741市区町村中、中核機関の設置160(9.2%)→266(15.3%)、権利擁護センターの設置429(24.6%)→406(23.3%)、合計設置数589(33.8%)→672(38.6%)で、権利擁護センターを経由した中核機関の設置というよりは、経由しないで新規での設置の割合が高いことが推測される。地域連携ネットワークは協議会等の合議体の設置として把握され、その設置数は150(8.6%)→304(17.5%)であり、304の合議体のうち、既存の活用は42.4%であった。また、市町村計画の策定については134(7.7%)→283(16.3%)自治体で、283の策定済み自治体における計画の位置づけは、単独計画45、地域福祉計画195、他計画43となっている。なお、国は、成年後見制度利用促進基本計画に係るKPI(成果指標)を設定し、2021年度末の目標として、1,741市区町村での計画策定、中核機関(権利擁護センター等を含む)の整備のいずれも100%と設定している。それらの指標は未達成であり、とりわけ小規模自治体での達成状況がきわめて低い状況にあることから、中間とりまとめでは、小規模自治体への都道府県による支援の強化が強調されている。

中核機関の整備と地域連携ネットワークの形成、促進計画の策定のそれぞれの取り組みにおける相互作用をつくり出し、相乗効果を生み出すことができるのが、自治体行政にとって今後の大きな課題といえる。中核機関の整備(38.6%)⇒地域連携ネットワークの形成(17.5%)⇒促進計画の策定(16.3%)といった達成率の高い順での波及性が認められる場合もあれば、逆に促進計画の策定⇒中核機関の整備⇒地域連携ネットワークの形成と、計画的に推進される場合もある。次期の計画は、中核機関のコーディネート機能を強化するなかで地域連携ネットワークの持続性を高めようとする方向性である。そのコーディネート機能の強化手段が何によるものなのか、先行する権利擁護支援センターの実践に見いだすことになるのかもしれない。

なお、協議会等における検討事項(複数回答)の割合の高い順では、「地域連携ネットワークの構築・運営、機能強化等」が81.6%で、それに次ぐのが「中核機関の設置・運営、機能強化等」(74.7%)と「多職種間での連携強化策」(72.7%)である。半数程度にとどまるのが、「担い手の確保策」(48.4%)と「市町村計画の策定や進捗状況の評価・見直し等」(41.8%)となる。市町村計画の策定が、それぞれの整備や機能強化のツールとなりにくい状況にあるともいえる。

II 権利擁護支援の実績を支える権利擁護支援センターの自律性

I-3. で触れたように、権利擁護支援を支える政策上のツールは、中核機関と地域連携ネットワークである。しかし、実際に機能する装置としては、「権利擁護支援センター」ということになる。権利擁護支援センターは、国の政策に先行して、各地域での試行錯誤を経て整備されてきた経緯がある。筆者らの調査からは、次の4つの取り組みが見られている。第1に、法人後見事業の実施を担ういわゆる「法人後見等実施団体」としての性格をもち、その前提でもある相談支援にも取り組んでいる。第2に、事業展開を支えるミツ



出典：筆者作成。

図2 権利擁護支援センターと中核機関との支援機能上の包含関係

ションとして、成年後見支援にとどまらず、虐待問題への対応やサービス等の質のチェックなどにも事業を拡げている。第3に、センター活動に伴い、協力を求めるために関係機関のネットワークづくりに取り組んでいる。第4は、調査活動による権利擁護支援のニーズや課題の把握である（奥田ほか 2015）。

こうした独自の機能の実績を踏まえつつ、成年後見制度の利用の促進に関する法律以後の中核機関の受託を加味した3者（権利擁護支援センター・中核機関・地域連携ネットワーク）の関係を整理すると、図2のようになる。権利擁護支援センター（既設）は、独自機能Aと、中核機関の4つの機能（①普及・啓発、②相談支援、③利用促進、④後見人支援）のうち、例えば①～③の3つを受託した機能Bを実現し、未対応機能C（④の後見人支援が未実施）が今後の機能強化の課題として残されているという構図になる。

先の調査結果が示す4つの取り組みのうち、協力を求めるための関係機関のネットワークづくりは、地域連携ネットワークという政策ツールへと展開することになる。調査活動の一部は、中核機関の①普及・啓発や③利用促進の機能に含まれることになる。法人後見等実施そのものは、③利用促進に含まれることはないが、その後見支援のなかで蓄積された諸機能は、②相談支援や③利用促進として作用する。現在のところでは、法人後見等実施や虐待問題への対応は、独自機能のAとし

て位置づけられる。なお、既存の権利擁護支援センターの実態からすれば、法人後見等実施のための業務が権利擁護支援センターの業務に占めるウェイトが大きいことから、③利用促進に含まれる受任調整や④後見人支援の機能が未対応機能Cとなる傾向にある。

当事者参加との関連で、権利擁護支援センターの独自機能Aの役割を整理してみたい。例えば、調査活動は新たな当事者ニーズの発掘を目指すという目的をもつことから、当事者参加を代弁する機能が含まれている。また、虐待対応のなかにオンブズマン的な活動も含まれるとすれば、同様の機能を有する。いずれもアドボカシー活動としての機能を有するもので、中核機関の受託後においても、経験をもつ権利擁護支援センターにおいては、かかる独自機能の取り組みは継承すべき活動といえる。

ただし、中核機関の4つの機能の受託Bが進むことで、これまでの独自機能Aが縮小される状況が生まれることも考えられる。しかし、センターの独自機能は、受託に限定されない自律的な運営や活動としてのアドボカシーによって支えられてきた。意思決定支援の実践についても、ガイドラインがつくられる以前から、法人理念に基づきながら取り組んできた結果としての側面がある。意思決定支援のガイドラインがあるから、中核機関としてそれに取り組むという順序ではなく、権利擁護支援センターの理念と結びついたアドボカ

シー活動の延長線上に意思決定支援があると捉えるべきである。Ⅲで紹介する支援事例は、制度に先行して成立している権利擁護支援センターの今日的な実践の結果としての「支援プロセスへの当事者参加」である。

権利擁護支援センターの法人理念と実践の相乗作用なしには、政策的な方向づけや自治体による運用上の強化が実体化しない。権利擁護支援センターの組織内で生じている相乗作用を、実践事例を用いて明らかにしてみたい。

Ⅲ 権利擁護支援における「当事者参加」の事例 — 権利擁護支援センターの実践から —

1. 支援会議における当事者参加

「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」が意思決定の局面で取り上げている、居所の選択をめぐる支援会議を用いた検討事例X・Yを扱う。事例の内容や考察については、『権利擁護がわかる意思決定支援一法と福祉の協働一』に依拠している。事例は、2つの権利擁護支援セン

ターが受けている法人後見支援のものである。

支援会議の場において、周りの家族や支援者の都合が優先される結果になることをどう避けるのか、当事者の意思を引き出す、あるいは当事者が意思を表明しやすくなる会議の運営のあり方が問われている。表1では、事例X・Yの属性や背景については詳しく記載していないので、支援会議（テーマと結果）の流れとそれへの本人参加、そしてその結果についての情報に注目してほしい。

事例Xは、自宅とグループホーム（以下、GHという）との居所の選択をめぐる支援会議での本人参加による試行錯誤の過程を示している。本人の意思表明に支援者が振り回されながらも、本人の主體的な意思表明についての信頼関係が形成されている支援会議の運営を示す事例といえる。

事例Yでは、最初の本人参加の場で自宅復帰のイメージとリスクが確認された以降は、そのためのリスクの軽減をめぐる支援会議の開催となっている。ただし、自宅復帰の実現について、養護者である長男の支援会議への参加を実現するなかで、養護者の支援を確保している。

表1 2つの居所選択の事例に見る支援会議への当事者参加

	X：GHへの、GHからの居所の選択 (本人：女性、42歳、知的障害・療育手帳B、後見)	Y：虐待措置の特別養護老人ホームからの在宅復帰 (本人：女性、88歳、要介護3、後見)
局面1 上段：支援会議テーマ 下段：結果	自宅生活からGHへの居所の選択の支援会議 (本人参加) もしGHでの生活を嫌に思うなら、自宅に戻ることが可能という合意。	「家に帰りたい」という意思の確認とその実現可能性の検討会議（本人参加） 単なる帰宅の願望にとどまらない、現実的な帰宅イメージとリスクを本人から確認。
局面2	GHから自宅生活復帰への支援会議 (本人参加) 本人の意思の表明が揺れるなかで、後見人の支援とは異なる、意思の「変更」を訴えることになり、復帰を中止。	在宅生活に向けた具体的支援内容のための検討会議 自宅の修繕、近隣住民への配慮をはじめ長男の虐待要因の改善の検討から、長男参加の支援会議の開催を決定。
局面3	GHから別のGHへの移動の支援会議 (本人参加) 意思の「確認」のための体験（お試し）の導入によって、リスクの回避がなされ、移動の実現に寄与している。	放置等の虐待のあった長男参加による本人との同居生活の検討会議 長男を虐待者として見ることなく、本人にとっては一緒に暮らすことが当たり前存在としての支援の見立て。
考察	支援者は表明される意思に寄り添うことで、本人が意思決定の経験を積み上げることを支援する。意思の「変更」に、支援者が振り回されながらも対応してくれることに、本人は信頼関係を確認している。	本人参加による支援会議のなかで、現実的なイメージとリスクを確認するとともに、リスクの1つである長男の虐待改善の確認および長男への支援のための会議の開催を実現している。

出典：筆者作成。

当事者参加を継続することでの意思表示の確保とともに、リスクを軽減することで当事者の意思実現を図る展開には、支援会議の参加者である生活支援者への意思決定支援への理解をはじめ、多くの会議運営上の段取りがとられている。例えば、事例Xでは、本人の意思の変更に際しては、本人が変更の内容を自ら生活支援者に伝えることを後見人が促すことで、意思の揺らぎを支援者に説明する経験を確保している。また事例Yでは、同居の長男を支援者が虐待者として見なしすぎないように、長男の困窮により、やむをえず放置状態に至る経緯や本人の意向（長男との暮らし）を支援者に丁寧に説明している。なお、長男に関する支援会議は、権利擁護支援センターが要請し、ほかの支援機関が主催する形で実施されたものである。

2. 当事者参加とセンター支援との相互作用

IIで述べたように、権利擁護支援センターの独自機能の1つは、法人後見の実施といえる。先の事例X・Yの当事者（本人）参加の実践知は、その法人後見の実践の積み上げのなかで見いだされたものであり、かかる実践知はアドボカシー活動を支える法人理念として形を成していく。そして、後見支援を通して、当事者の地域社会での参加が実現されることが、被後見人自身のなかだけでなく波及する。つまり、センターのスタッフ間やかかわる支援者間で支援の達成感とともに、理念が実体化されたという実感を生むことにつながる。意思形成が意思表示に結びつくだけでなく、意思の実現が次の意思の実現を呼び、意思決定支援の成功が次の意思決定支援への活動と呼ぶという構造は、センターの法人理念の実体化とともに進むことになる。

権利擁護支援センターの意思決定支援の事例のなかで、センターの法人理念の実体化を示す代表的なものが、後見支援による精神科病院からの地域移行の実現といってもよい。長く精神科病院で入院生活をするのは、退院意向への諦めに結びつくし、意思の表明が困難な入院患者であればなおさらである。後見支援が介在することで、意思

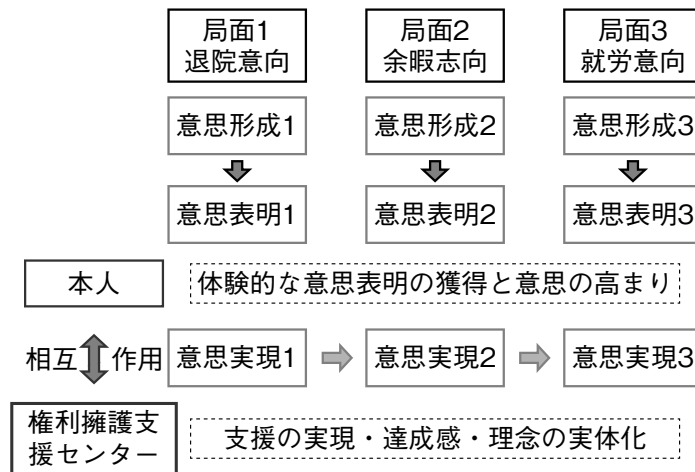
の形成から表明への支援、そしてその実現の積み上げによって、地域社会への参加の質が高まるのである。

『権利擁護がわかる意思決定支援—法と福祉の協働—』に収録していない事例Zを用いて、退院後の後見支援による社会参加の実現をモデル的に示しておく（図3）。局面1の意思実現1は、同病院からの退院（有料老人ホームへの住所の移動）である。意思実現2は、移動支援によるコンサート（入院時からファンのアイドルグループ）の鑑賞であり、意思実現3は、就労を視野に入れたGHへの転居である。事例Zは、先に示した「意思形成が意思表示に結びつくだけでなく、意思の実現が次の意思の実現を呼ぶ」という関係を示している。その波及を貫く当事者の意思として、センターが着目しているのが、アイドルグループに会いたいという本人のふつうの想いである。そこを起点としながら、当事者の意思の高まりと3つの局面を貫く支援との相互作用が形成されている。局面3の仕事への関心も、アイドルグループに会いに行くためのお小遣いの確保ということのようである。

3. 権利擁護支援センターにおける法人理念を支える実践の蓄積

法人後見実施という独自機能と中核機関としての利用促進や後見人支援機能の両立には、一方で利益相反の問題を回避するためのチェック機能の確保が不可欠である。他方で、法人後見支援における意思決定支援の実践経験を活用すれば、中核機関としての後見人支援の質向上や後見人の交代への取り組みに有効に作用する効果が期待できる。たしかに、中核機関としての第三者性の確保は重要なことであるが、法人後見支援の経験は、権利擁護に関する法人理念の形成に大きく作用する。法人後見支援の蓄積プロセスには、実践に対してのセンター内での「省察的活動」が伴っているものであり、このような省察は利益相反の問題を回避することにも有効となる。

III-2.の支援事例が示すように、法人理念の実体化は、体験を通じた意思表示の獲得という本



出典：筆者作成。

図3 支援の相互作用が生む権利擁護支援センターの法人理念の実体化

人支援の成果の蓄積とともに担保されてくる。また、意思決定支援に「意思実現」を含めるのか、その結果なのか、後見事務の観点からは議論のあるところであるが、センター内の支援理念の実体化においては、意思実現の達成が大きく影響している。繰り返しになるが、精神科病院からの退院の意思形成にかかわる実現のプロセス、そしてその先に波及する「ゆたかに生きる」ための権利擁護の実績は、1つの実践事例の成果にとどまることなく、法人理念の実体化に結びつき、持続的な権利擁護支援を職員間に共有させる効果がある。

IV 地域福祉の視点による推進課題

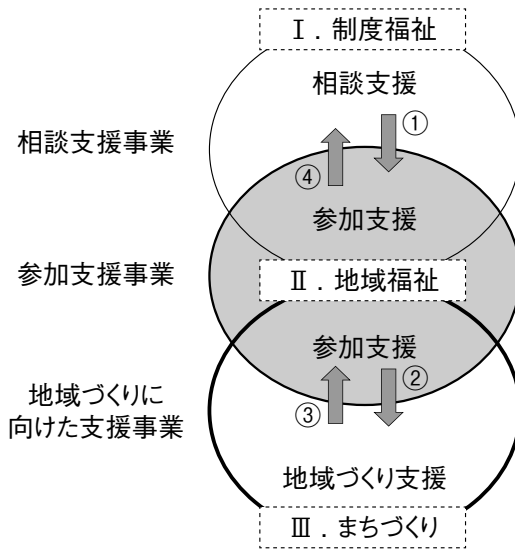
一重層的支援体制整備事業との連携に向けて一

1. 権利擁護支援と重層的支援体制整備事業との関係

専門家会議の議論の紹介としてI-1.で触れた重層的支援体制整備事業と権利擁護支援の関係づけは、政策課題であるとともに、2つの当事者参加の考え方も結びついている。この点を扱うIVのタイトルを地域福祉の視点による推進課題としている理由は、「包括的支援体制整備」の具体的なプログラム化である「重層的支援体制整備事業」が地域福祉の推進政策の一環として取り組ま

れているからである。「重層的支援体制整備事業」では、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの一体的運用が目指されている。筆者が、それを地域福祉の視点から整理し図式化したのが、図4である。本枠組みの特徴は、地域福祉の視点を反映させるために3つの事業を一体化させる位置に、II. 地域福祉を設定していることである。その結果、重層的支援体制整備を3つに分類して、I. 制度福祉を相談支援事業に、II. 地域福祉を参加支援事業に、III. まちづくりを地域づくりに向けた支援事業に、位置づけている。

権利擁護支援、特に成年後見制度利用促進のための支援は、一般的に相談支援事業に属する相談支援として受け止められる。しかし、事例Zが示すように、その内容には余暇や就労への参加の支援が含まれているのである(ベクトル①)。さらに支援事例によっては、まちづくりの取り組みの場への参加促進にもつながる意思表示がなされ、そのための参加支援が地域づくりの取り組みとして確保される(ベクトル②)。例えば、被後見人の認知症カフェへの参加を通して、近隣のまちづくりの担い手との交流が始まり、まちづくりの人材が市民後見人を目指すことに波及する可能性を生み出す、といったことである。図1に見られる地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援に戻る



出典：筆者作成。

図4 重層的支援体制整備事業の一体化の構造

と、地域におけるさまざまな活動や支援のネットワークが参加支援を担うのであり（ベクトル④）、それを支える地域づくりの支援が、地域福祉やまちづくりに求められているのである（ベクトル③）。権利擁護支援と重層的支援体制整備事業との結びつきが求められるということは、こうした地域社会での参加支援の基盤の充実が求められるということである。言い換えれば、多様な参加の場を選択できる条件整備なしには、当事者の意思表示の可能性も制約されるということだ。当事者の意思表示の可能性を上げることは、相談支援のみによって実現されるのではなく、その表明や実現を下支えする重層的支援体制の整備による効果として実現されるという視点が必要である。

自治体における権利擁護行政の整備には、こうした地域福祉やまちづくり行政の基盤が必要ということであり、特に地域福祉行政には地域社会への権利擁護の啓発を含めて、権利擁護行政と一体的に進むことが求められる。国の成年後見制度利用促進室が地域福祉課のなかに配置されていることには、こうした背景があるとも考えることもできる。もちろん、認知症高齢者や知的障害者等の両福祉部門を横断化する意味での地域福祉（課）の

役割もあるが、意思表示の不十分な人の地域社会への参加の実現の基盤をつくるという、地域福祉行政と権利擁護行政の協働した、一体的な事業展開が求められる側面を強調しておきたい。

権利擁護支援における2つの当事者参加は、一方で支援プロセスへの当事者参加という意味において、ソーシャルワークや社会福祉の課題ということができる。上記のような視点を踏まえると、他方では地域社会への当事者参加の実現に地域福祉が大きくかかわることになる。専門家会議の委員から、中間とりまとめの検討において「地域福祉の視点」の導入を強化することが求められた背景にも、こうした認識があると想像する。

2. 成年後見制度利用促進の自治体計画の充実の課題

I-3. で触れたように、市町村計画の策定は283（16.3%）自治体にとどまるとともに、その策定済み自治体における計画の位置づけは、地域福祉計画195（68.9%）が最も多く、単独計画45（15.9%）はかなり低い水準にある。筆者は、自治体における成年後見制度利用促進計画の策定において、広域行政での単独計画の策定と単独自治

表2 成年後見制度利用促進の自治体計画の比較

	単独の広域計画D		地域福祉計画の計画項目E	
	D-1	D-2	E-1	E-2
1. 計画項目数*および計画書ページ数	<ul style="list-style-type: none"> 計画項目数20 24ページ 	<ul style="list-style-type: none"> 計画項目数12 12ページ 	<ul style="list-style-type: none"> 計画項目数1/20 2ページ 	<ul style="list-style-type: none"> 計画項目数1/12 2ページ
2. 計画前の権利擁護支援センターの設置状況と同センターの特徴的な位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 既設のセンターへの中核機関の委託 広域計画の策定主体としてセンターを位置づける 	<ul style="list-style-type: none"> 既設のセンターへの中核機関の委託 地域福祉人材の育成機関としてセンターを位置づける 	既設のセンターへの中核機関の委託	広域での中核機関の設置と市内の後見活動機関による補完
3. 計画における意思決定支援の普及に関する工夫について	<ul style="list-style-type: none"> 被後見人等調査と後見人調査を通して、意思決定支援の課題を把握 各計画項目に横断する普及の記載 	センターの法人後見実施数が多いことから、センター自らの意思決定支援の充実を強調	「認知症の人に関するガイドライン」の活用を重視。認知症サポートとの連携を視野に入れている	市内の社会福祉法人との連携のもとに、意思決定支援の研修を進める
4. 地域連携ネットワークの記載	地域連携ネットワークを計画の推進主体と位置づける	地域包括支援センターや社会福祉協議会日常生活自立支援事業との連携を課題として設定	項目名に「地域連携ネットワークづくりとしての権利擁護支援」を採用	広域でのネットワークの形成とともに市内の関係機関の連携を視野に入れる
5. 計画策定における地域福祉と権利擁護との行政組織上の統合について	5市1町のなかでは、地域福祉課として統合されているのは1市のみ	4市5町のなかで、町レベルでは社会福祉課に包含されている	地域福祉課が設置され、権利擁護は地域福祉課が担当している	地域福祉を企画係が担当し、権利擁護は高齢部署が主管する

* Eタイプの計画項目数は、地域福祉計画全体の項目数を分母とした割合として示している。なお、より具体的な項目内容数については、E-1では3、E-2では3の記載が見られる。

出典：筆者作成。

体での地域福祉計画に盛り込む策定の2つのタイプD・Eについて、それぞれ2つの計画の策定委員長を担った。その計画の策定方法や計画書の記載内容を簡単な指標等で紹介しておく(表2)。

5つの比較軸を設定して、それぞれの行政上の計画策定判断とその特徴を整理しておきたい。促進計画のあり方についての分析を踏まえた結果としての比較軸というよりは、計画策定の支援として筆者がかかわったなかで、留意すべきと考えられる経験知からのもので、今後深める必要があると考えている。

第1の比較軸は、計画(施策)の項目数とその記載のページ数といった単純な量的な指標である。単独計画の優位性は、計画項目のなかで多面

的な施策が用意されることにあり、地域福祉計画に盛り込むタイプでは、権利擁護支援センターが設置済みの場合にもその中核機関としての方向性等に関連して十分な計画項目が設定されているわけではない。

第2は、権利擁護支援センターへの中核機関の委託、そして同センターのほかの位置づけに関するものである。広域行政による単独計画においては、個々の計画項目のなかで、具体的な位置づけが与えられる傾向にある。特にD-1では、行政計画であるにもかかわらず策定主体として権利擁護支援センター(NPO法人運営)が記載されている点が注目される。また、D-2では、地域福祉計画は個々の自治体によって策定されているが、

同センターの人材育成の実績を評価して、計画項目のなかに、地域福祉人材の育成を担うことが明記されている。地域福祉人材にとって権利擁護の視点が重要であることが、自治体間で共有されているのである。

第3は、当事者参加に関連する意思決定支援の普及に関する工夫である。注目すべきは、D-1における策定過程のなかで実施された被後見人本人への調査と後見人の意思決定支援の実施状況調査である。前者はセンターの法人後見の利用者を対象に、関係機関の支援者が調査者となって実施されたもので、センターが中核機関を受託する上で、利益相反を回避するためのチェック機能を試行的に実施したものと見ることもできる。また、後者は意思決定支援の研修の必要性を把握することで、計画項目のなかで意思決定支援を横断的に採用する結果に結びついている。E-1のタイプでは、地域福祉の推進との関連から認知症の人に関するガイドラインの活用が展望されている。

第4は、地域連携ネットワークの計画的推進の記載についてである。広域での中核機関の設置が進んでいるE-2では、市の地域福祉計画においては、市内での地域連携の方法が模索され、市内立地の社会福祉法人との連携を視野に、意思決定支援の研修を展望する選択がなされている。D-1では地域連携ネットワークを主体とする計画項目（5項目）が導入され、1つの権利擁護の推進の主体としての位置づけがなされている。計画の進行管理の会議も地域連携ネットワークの1つとして位置づけられている。

第5は、地域福祉と権利擁護の行政担当組織についてである。E-2では、地域福祉課が権利擁護を所管するという理想的な形になっているが、必ずしも権利擁護支援の充実が地域福祉計画のなかで高い割合を占めるという状態には至っていない。

総合的に見ると、成年後見制度の利用促進においては、その推進に専門的で高い支援理念が必要なことから単独計画を模索する必要があると考えられる。その理由の1つは、計画策定過程で関係機関による共同作業が行われることで、地域連携

ネットワークの形成が進展することが期待できるからである。最初のうち、権利擁護支援センターあるいは中核機関が十分な実績をもちえないなかでは、計画策定の基盤が形成されていない状況から地域福祉計画への依存は避けられない面もあるが、段階が進むにつれて単独計画を推進する可能性が見えてくることから、時間的な経過に伴って単独計画を選択することが必要と考える。

3. 重層的支援体制整備事業との連携の先行事例への期待

表2の4つの計画策定事例を見ても、権利擁護および地域福祉を担う行政部署が1つの課や係として形成されていない自治体は多い。権利擁護の担当部署が高齢福祉部門と障害福祉部門に分かれて配置されている。仮に地域福祉の担当があったとしても、そこが権利擁護の担当を兼務する直接的な動機が必ずしもあるわけではない。成年後見制度利用促進計画を地域福祉計画のなかに盛り込む選択がなされるが、現状から見ると地域福祉を所管する行政部門と権利擁護部門との融合が進むとは必ずしもいえない。

2021年度から重層的支援体制整備事業に本格的に着手する自治体は42自治体（厚生労働省調べ）にとどまるものの、今後増加することが予定されている。専門家会議での議論にあるように、重層的支援体制整備事業において、権利擁護支援との連携を視野に入れる自治体独自の取り組みが増加する可能性に期待したいところではあるが、そのためには権利擁護支援の事業展開に計画性が必要となる。なぜなら、既存の高齢や障害、児童と生活困窮の分野で整備されてきた事業性や計画性と、権利擁護行政における事業性や計画性は、同等のレベルが求められるからである。

そのためには、地域福祉計画であれ、単独計画であれ、権利擁護支援センター事業の評価が、その独自機能や自律的運営を含めて実施されることが必要となる。特に独自性や自律性においては、意思決定支援を支えるアドボカシー活動の実績を含めることが必要であり、またセンターの法人理念に基づく評価基準の設定も不可欠といえる。さ

らに、その評価活動への関係機関の参加を通して、支援センターを支える地域連携ネットワークの推進課題の共有化の実現を視野に入れることが望まれる。

重層的支援体制整備事業は、権利擁護支援において求められている地域連携ネットワークとの親和性が高い。高齢や障害、児童と生活困窮のいずれの領域とも権利擁護支援が関連性をもち始めている。児童の虐待対応においては、未成年後見の必要性が指摘され、生活困窮との関連では日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行ケースに生活困窮者が含まれてもいる。地域連携ネットワークの計画的な推進をバックアップする仕掛けとして、重層的支援体制整備事業は有効性を発揮するのであり、先に見た地域社会への参加の実現、つまり参加支援の取り組みが事業の一体化を推進するために強化されるとすれば、権利擁護支援の役割が成果を発揮する面も大きいのである。この領域で先行する自治体が登場し、1つのモデルが示されることを期待したい。

おわりに

はじめにで、①国による政策上の支援、②運用面での自治体による体制整備、③支援組織での実践の地域的な蓄積、という3つのレベルが相互に連動するメカニズムを検討すると表現している。検討作業を進める上で、③の支援組織の名称として①や②で使用される「中核機関」という政策用語を使わずに、筆者の研究フィールドにあたる「権利擁護支援センター」という用語を用いてきた。もちろん、権利擁護支援センターが中核機関に求められる機能を行政からの受託として担うことを前提とし、また成年後見制度利用促進の自治体計画によってバックアップされる期待も込めて、権利擁護支援センターを扱ってきたのである。これは、本特集のテーマである「権利擁護支援における当事者参加」を検討する上で、国の政策レベルや自治体の政策運用からの接近だけでは、当事者参加の実体化を明らかにできないとの判断からである。

権利擁護支援をめぐる政策展開のなかで、2つの当事者参加を重視するための①政策化と②体制整備の方向性は明確になり、その運用のための「意思決定支援のガイドライン」も研修・普及の段階にある。当事者参加を実体化させる権利擁護支援が成果を生み出すためには、③支援組織である権利擁護支援センターの稼働に、それらの支援策が結実することが求められる。たしかに地域によっては、自治体による体制整備が遅れ、権利擁護支援センターそのものが整備されていない状況も少なくない。地域的な格差の是正には、権利擁護支援センターの整備が必要であることは当然であるが、当事者参加を実体化させるためには、権利擁護支援センター発の働きかけによって、自治体における体制整備上の課題や国の政策的な支援を動かすことが必要である。権利擁護支援における「当事者参加」は、支援政策・促進計画への「センター参加」を求めるというアナロジーを見いだすことができる。そこで、最後に、権利擁護の支援政策・計画へのセンター参加といった、③⇒②⇒①のボトムアップの連動方法を仮説的ではあるが3点にわたって示しておく。

第1は、国の政策的支援や自治体によるその運用の成果が、権利擁護支援センターによる支援機能の高まりを通して評価されるということである。「意思決定支援のガイドライン」という政策ツールが実体化しているかどうか、支援プロセスにおいて当事者参加が実現しているかどうか、権利擁護支援センターの取り組みとその成果によって測ることができる。成果の洗い出しは、促進計画の策定や進行管理の場でなされることが期待されると同時に、恒常的に権利擁護支援センターの運営会議等の場でなされることが必要となる。つまり、成年後見制度の促進計画の局面だけではなく、日常の後見（人）支援の質の確保としても取り組まれる必要がある。これらの評価作業が、地域連携ネットワークの場において実施されることも有用といえる。ボトムアップという視点からは、権利擁護支援センターの自己評価作業が、計画策定に先行してあることが、本来の順序として求められる。

第2は、権利擁護支援センターによる当事者を対象とした地域生活ニーズや利用満足の調査活動は、体制整備の充実を自治体に求めるボトムアップのバクトルの動きをつくることにつながる。権利擁護支援センターの運営の自律性を強調してきたことは、この連動機能を支えるために必要なことであり、支援プロセスへの当事者参加がパーソナルあるいはケース・アドボカシーであるのに対して、こうした調査活動はセンターによるシステム・アドボカシー活動といえるものである。

第3は、地域福祉の視点から、重層的支援体制整備事業と権利擁護支援との連動が、自治体レベルで先行して取り組まれる必要があるという点である。相談支援の強化として進みつつある重層的支援体制の整備のなかで、権利擁護支援との連携も重要な選択ではあるが、当事者の地域社会への参加を支える目的を視野に入れた権利擁護支援という枠組みこそが、地域共生社会を目指すことにつながる。筆者は『地域福祉マネジメントー地域福祉と包括的支援体制ー』において、参加支援と権利擁護支援の2つが融合して進むことが地域福祉行政の形成に有効であることに触れた。地域福祉部門の行政担当者のマネジメント業務に期待してのことである。次期の国の基本計画もその方向性を示しつつも、自治体による先行モデルが登場することを期待している。こうした行政担当者のマネジメントを発揮させるためには、やはり権利擁護支援センターによる当事者参加の実績づくりが大きく影響する。その実績を基に地域福祉行政の活性化に活用するように、センターが運営協議会や地域連携ネットワークの場、さらには促進計画の策定や進行管理の場を通して、行政に働きかけることが求められるのである。

本研究は、科研基盤研究B「自治体地域福祉行政の形成過程における権利擁護支援の選択・強化の方法に関する研究」(代表:平野隆之)の成果の一部を活用したものである。

注

- 1) 本稿では、権利擁護支援センターを成年後見センターや権利擁護センターの総称として用いる。ただし、国の「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結

果」等の資料では、権利擁護センターという名称が用いられているため、同調査結果を用いている場合には、権利擁護センターの名称を採用している。また、権利擁護支援センターが自治体直営で運営されている場合も見られるが、ここでは社会福祉協議会を含め、民間法人による運営を前提として論を展開している。

- 2) 成年後見制度利用促進専門家会議「次期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間とりまとめ」、2021年7月30日。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000815811.pdf> (2021年9月29日閲覧)

参考・引用文献

- ・奥田佑子・平野隆之・金圓景「地域における権利擁護支援システムの要素と形成プロセス」『日本の地域福祉』第28巻、2015年、1～13ページ。
- ・菊地和則「市町村の権利擁護課題に対する体制整備状況調査報告」『実践成年後見』No.83、2019年、52～61ページ。
- ・北野誠一「ケアからエンパワーメントへ一人を支援することは意思決定を支援することー」、ミネルヴァ書房、2015年。
- ・小西加保留「ソーシャルワークとアドボカシー」上田晴男・小西加保留・池田直樹編著『権利擁護とソーシャルワーク』、ミネルヴァ書房、2019年、22～37ページ。
- ・住田敦子「尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画の推進における地域連携ネットワークの強化」『実践成年後見』No.83、2019年、87～94ページ。
- ・中核機関の先駆的取組調査研究委員会「令和元年度 中核機関の先駆的取組調査研究事業 中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集ー権利擁護・成年後見体制整備の地域の取組ヒント集ー」、2020年。
- ・永田祐「地域共生社会における参加支援ー政策としての参加支援の可能性を探るー」『地域福祉研究』No.49、2021年、4～13ページ。
- ・日本福祉大学「市町村における成年後見制度利用促進の計画化の方法に関する調査研究事業報告書」(平成30年度厚生労働省社会援護局社会福祉推進事業報告書)、2019年。
- ・日本福祉大学権利擁護研究センター監修、平野隆之・田中千枝子・佐藤彰一・上田晴男・小西加保留編著『権利擁護がわかる意思決定支援ー法と福祉の協働ー』、ミネルヴァ書房、2018年。
- ・平野隆之「地域共生社会に求められる権利擁護支援と市民後見推進の条件整備」『実践成年後見』No.86、2020年、13～22ページ。
- ・平野隆之『地域福祉マネジメントー地域福祉と包括的支援体制ー』、有斐閣、2020年。
- ・平野隆之「地域共生社会の政策化と地域福祉研究の課題ー地域福祉政策の分析枠組みのブレイクダウンー」『日本の地域福祉』第34巻、2021年、15～23ページ。

(4) 12月25日 神奈川県 茅ヶ崎市

2022年度 一般社団法人全国権利擁護支援ネットワーク研修会

どう変わる？成年後見制度！

～使いたい時だけ利用できるようになる？

地域で支える新しいしくみとは？～

日時 2022年12月25日(日)14:00～16:30

会場 さがみ農協共同組合茅ヶ崎ビル5階 大会議室

(茅ヶ崎市新栄町13-44、JR茅ヶ崎駅北口徒歩6分、駐車場なし。)

基調講演 又村あおい氏(全国手をつなぐ育成会連合会事務局長)

トークセッション 又村あおい氏&関哉直人氏(弁護士・日弁連障がいのある人に対する差別を禁止する法律に関する特別部会部会長)

主催 一般社団法人 全国権利擁護支援ネットワーク

事務局 特定非営利活動法人 湘南ふくしネットワークオンブズマン

(一般社団法人 全国権利擁護支援ネットワーク加盟団体)



公益財団法人日本財団 助成事業

「成年後見制度利用促進法における 中核機関の役割と実務研修」

どう変わる？ 成年後見制度！

(一社) 全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事兼事務局長
(公社) 発達障害連盟 常務理事 (発達障害白書・JLニュース編集長)
内閣府障害者差別解消支援地域協議会の設置促進に関する検討会委員
厚生労働省障害児通所支援の在り方に関する検討会委員

又村 あおい

2022年12月25日 2022年度全国権利擁護支援ネットワーク研修会 資料

今日お話しすること

- 1 成年後見制度ってなんですか？
- 2 成年後見制度の現状
- 3 成年後見制度の主な課題
- 4 ついに成年後見制度の抜本見直し検討開始！

成年後見制度の概要

知的障害・発達障害、認知症のある人が社会生活において福祉サービスの契約、お金の管理をはじめ、遺産分割などの**法律行為をする場合に、判断能力が不十分だったり、その契約によってどんな効果が発生するのか、自分の行為の結果の判断ができなかったり、不十分だったりする**場合があります。

成年後見制度は上記のような方々について、本人が所有している預貯金等の財産管理、福祉サービスの契約や施設の入退所、生活に配慮する身上監護などを**本人に代わって法的に権限が与えられた成年後見人等が行う**ことによって、本人を保護し、支援する制度です。

また、成年後見制度にはすでに判断能力が不十分な人に代わって法律行為を行う『**法定後見制度**』と、本人があらかじめ「誰に、どのような支援をしてもらうか」を決めることができる『**任意後見制度**』があります。

©又村 あおい 許可 2022年12月25日 2022年度全国権利擁護支援ネットワーク研修会 資料
なき複製を禁じます

成年後見制度ができた背景

1. もともと、民法には契約や財産管理の判断が十分でない人を家庭裁判所が「(準)禁治産者」として宣言する制度があり、自動的に後見人が指名される仕組みでした
2. この仕組みは明治時代に制定された民法の規定であり、知的障害や認知症などに支援度の違いがある前提となっておらず、呼称も差別的で利用は低調でした
3. ところが、平成12年から介護保険制度がスタートします

©又村 あおい 許可 2022年12月25日 2022年度全国権利擁護支援ネットワーク研修会 資料
なき複製を禁じます

成年後見制度ができた背景

4. 介護保険制度では、従来の措置（市町村が福祉サービス利用のすべてを決定する仕組み）制度から利用契約制度によるサービス利用へ切り替わることから、契約を代理する仕組みが必要となりました
5. そのため、民法を改正して禁治産制度を成年後見制度へ改正した背景にあります
6. こうしたことから制度利用者は高齢者に多く、知的障害者の利用は5%にも満たないという統計もあります

©又村 あおい 許可 2022年12月25日 2022年度全国権利擁護支援ネットワーク研修会 資料
なき複製を禁じます

法定後見制度と任意後見制度

■ 法定後見制度【知的障害のある人は原則こちら】

障害や病気、事故などが原因で、**すでに判断能力が不十分な本人に代わって**、法律行為をしたり、被害にあった契約を取消したりする制度です。

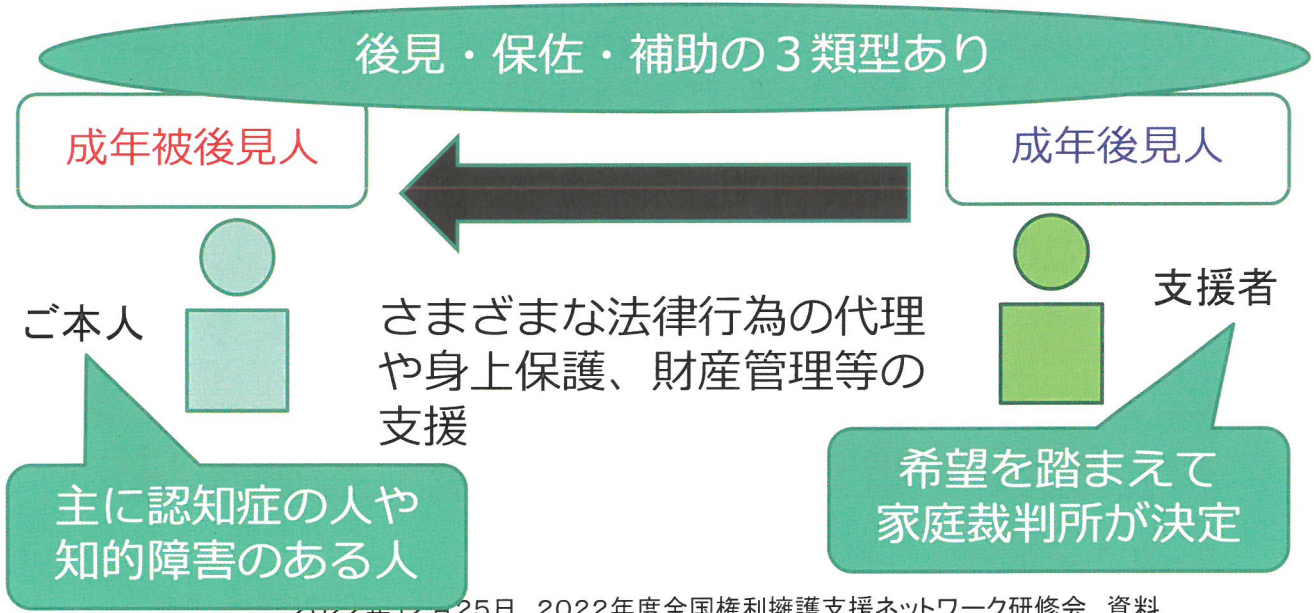
本人はすでに契約能力がないため、主体的な制度利用はできません。成年後見制度の申立を行うのはご家族・ご親族（四親等以内）が行います。判断能力のちがいによって「後見人」「保佐人」「補助人」の三種類があります。

■ 任意後見制度【主に高齢者が使うことを想定】

今は元気で判断能力に問題はないが、将来、判断能力が不十分になった場合に備えておくための制度です。この制度の特徴は、本人自身が主体的に自分の判断能力が不十分になったあとの生き方を決められることです。「こんな支援をしてもらいたい」「この施設に入りたい」など、あらかじめ支援してくれる人と支援内容を実現する契約を行う制度です。

©又村 あおい 許可 2022年12月25日 2022年度全国権利擁護支援ネットワーク研修会 資料
なき複製を禁じます

法定成年後見制度とは、知的障害や精神障害、認知症などの理由により、物事を判断する能力に不安がある人に対して、本人の財産や権利を守る支援者（成年後見人等）を選ぶことで、本人が安心して生活できるように法律的に支援する制度です。



2022年12月25日 2022年度全国権利擁護支援ネットワーク研修会 資料

成年後見制度の類型とは

成年後見制度は、ご本人の判断能力に応じて成年後見人等が支援(代理)できる範囲が異なります。これを「類型」と言いますが、類型には「後見」「保佐」「補助」の3つがあり、それぞれ下記のような違いがあります。

類型	対象状態像	後見人等権限
後見	判断能力がないとされる人（お金の概念が乏しく、近隣のコンビニなどへの買い物を安全に往復することも困難な状態）	日常生活に関する金銭管理や契約などを除き、幅広く財産管理や契約代理権・取消権が付与される
保佐	判断能力が不十分とされる人（お金の概念はあり、近隣のコンビニなどへの買い物は可能だが多額の財産管理や複雑な契約などは困難な状態）	民法第13条に定められた重要な行為についての同意権および本人の行為に対する取消権や特定の法律行為に対する代理権が付与される
補助	判断能力が不安とされる人（日常的な買い物や財産管理などは可能だが多額の財産管理や複雑な契約などは支援があると確実な状態）	民法第13条に定められた重要な行為のうち、本人が望んだものへの同意権および本人の行為に対する取消権や特定の法律行為に対する代理権が付与される

社協・日常生活自立支援事業

1. 市町村の社会福祉協議会が実施する、成年後見制度を利用するほどではないものの、ひとりで福祉サービスの契約や金銭の管理をするには不安のある人が対象の支援事業
2. 主に福祉サービスの利用手続き、日常的な金銭の出し入れ（サービスの利用者負担や医療費の支払い代行など）、預貯金通帳の預かりなどを提供可能
3. 市町村社協へ利用を相談し、担当者が支援計画や利用契約を作成するので、利用者本人が契約して利用開始
4. 成年後見制度利用支援センター等と連動して、状態の変化に応じ成年後見制度の利用へ移行することも可能

2022年12月25日 2022年度全国権利擁護支援ネットワーク研修会 資料

成年後見制度の支援の範囲（財産管理と身上保護）

成年後見制度では、財産を管理する（財産管理）ことはもちろんのこと、本人の生活を支えること（身上保護）も後見人等の役割とされています。

財産管理

- 預金通帳、現金などの財産の保管
- 預貯金口座の開設、預け入れ、払い戻し、解約
- 不動産の管理、処分収支の管理
- 税金の申告
- 賃地・賃家の管理
- 遺産相続手続き

身上保護

- 日常の見守り
- 家賃の支払い。契約更新
- 医療機関に関する各種手続き
- 福祉サービスの利用契約

ご本人が好きなこと、人柄などを理解したコミュニケーションが非常に大切

できないこと

日常生活の直接支援は対象外です

- 掃除・家事全般・買い物
- 医療行為の同意
- 死後事務は別途契約が必要
- 結婚、養子縁組の代理や取消
- 遺言作成
- 本人の利益に反する利益相反行為

©又村 あおい 許可 2022年12月25日 2022年度全国権利擁護支援ネットワーク研修会 資料
なき複製を禁じます

「親族後見」と「第三者後見」のちがい

成年後見制度には大きく分けて「親族後見」と「第三者後見」があります。

親族後見は「家族、親族」が後見人です。第三者後見は「専門家後見（法律家や社会福祉士など）」「法人後見（認知されている法人）」「市民後見（一般市民）」を指します。

	親族後見	第三者後見（専門家後見、法人後見、市民後見）
コストと支援	実質ゼロ。コストが安いわりに、行き届いた身上保護が期待できる	コストはかかるが、法律・福祉の専門的サポートが受けられる
後見人の選任	家族・親族から選ぶので選びやすい（家庭裁判所が選任するかどうかは別）	家裁に候補の希望を出すことはできるが、誰が後見人になるか決まるまで分からない
本人との関係	本人との関係性が強いので安心。一方で、公私混同しがちで、「親なき後」の不安も大きい	本人との関係性の構築に時間がかかる一方、法律・福祉の専門家という立場で客観的に関わってもらえる
本人の死後	死後の葬儀などは家族・親族の立場に戻って執り行える	後見業務は本人が健在の間しか役割を持たない（死後事務は別契約）

©又村 あおい 許可 2022年12月25日 2022年度全国権利擁護支援ネットワーク研修会 資料
なき複製を禁じます

法定後見制度の申立てについて

申立てはどこにする
のですか？

本人の住所地を管轄する家庭裁判所です

申立ては誰にでも
できるのですか？

申立てできるのは基本的に配偶者や四親等以内の親族です。その他に、身寄りがない場合には市町村長が申し立てることも可能です

申立てに必要な書類
は何ですか？

・親族関係図・申立書・本人の戸籍謄本、住民票・本人の診断書（愛の手帳、療育手帳）・後見人候補者の戸籍謄本、住民票・本人の登記されていないことの証明書・申立事情説明書・本人、親族の同意書・後見人等候補者事情説明書・本人の財産目録・本人の収支状況報告書・本人の財産目録及び収支状況報告書

重要

申立てをすると家庭裁判所の許可がなければ取り下げることができません。例えば、希望する成年後見人等に選任されそうにないという理由では、取り下げは認められません。

©又村 あおい 許可 2022年12月25日 2022年度全国権利擁護支援ネットワーク研修会 資料
なき複製を禁じます

成年後見制度にかかる費用

<各種費用> 司法書士事務所などにすべてをお任せする場合の例

法定後見人の選任 申立て手続き	12万円	別途申立ての実費 約1万円
親族後見人の後見人業務サポート・裁判所への報告	5万円	事務報告書作成、財産目録・収支報告書等の作成関係経費

法定後見	本人の財産状況や後見人等の事務内容を考慮して、家庭裁判所が決定。目安となる額は、障害基礎年金が収入の中心だとしたら月2万円（預貯金・有価証券などが1000～5000万の場合は月3～4万、5000万以上の場合は月5～6万）【報酬のあり方は今後の成年後見制度見直しにより大きく変わる可能性あり】
任意後見	本人と受託者との契約で決定。一般的には月3～5万円とされています。また、不動産を売却した際の別途報酬について契約する場合があります。

2022年12月25日 2022年度全国権利擁護支援ネットワーク研修会 資料

成年後見制度の現状

申立ての動機別件数・令和2年（件）

1. 預貯金の管理・解約	→	32,601
2. 身上保護	→	20,828
3. 介護サービス等利用	→	10,562
4. 不動産の処分	→	9,114
5. 相続手続き	→	7,060
6. 保険金受取り	→	3,693
7. 訴訟手続きなど	→	1,820

※ 以前と比べて身上保護や介護サービスの利用が増加している

©又村 あおい 許可
なき複製を禁じます

2022年12月25日 2022年度全国権利擁護支援ネットワーク研修会 資料

18

成年後見制度の現状

後見人と本人との関係・令和2年（件）

1. 司法書士	→	11,184
2. 弁護士	→	7,731
3. 社会福祉士	→	5,437
4. 子ども	→	3,911
5. その他親族	→	1,234
6. 兄弟姉妹	→	1,015
7. 親	→	515
8. 配偶者	→	567
9. 市民後見人	→	311

司法書士と社会福祉士の受任件数が増加、親族後見よりも第三者後見が多い状況が続く

親族後見の場合、成年後見支援信託や支援預金の利用が条件になることも

©又村 あおい 許可
なき複製を禁じます

2022年12月25日 2022年度全国権利擁護支援ネットワーク研修会 資料

19

成年後見制度の現状

成年後見制度利用支援事業の状況

成年後見制度利用支援事業とは、経済的な利用により補助がないと制度の利用が困難な人を対象に、申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を補助する制度のこと

- ◆平成30年10月時点で、全国1,630市町村が実施（実施率：93%）
- ◆ただし、申立費用のみ助成で後見報酬の助成がない市町村や、生活保護限定の市町村も

©又村 あおい 許可
なき複製を禁じます

2022年12月25日 2022年度全国権利擁護支援ネットワーク研修会 資料

20

成年後見制度の現状

後見人等の不正報告と支援信託（預金）の契約数推移（件）

	不正報告	信託件数	預金件数
28年度	502	16,971	----
29年度	294	21,523	----
30年度	250	24,409	531

※ 成年後見支援信託・預金と不正報告の数は反比例関係にあるといえる

©又村 あおい 許可
なき複製を禁じます

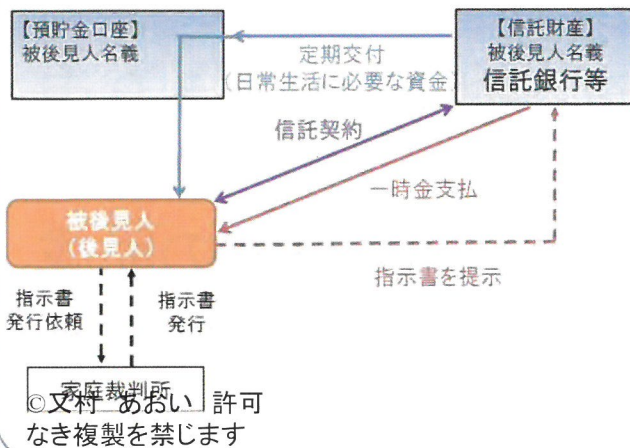
2022年12月25日 2022年度全国権利擁護支援ネットワーク研修会 資料

21

成年後見支援信託・預金の概要

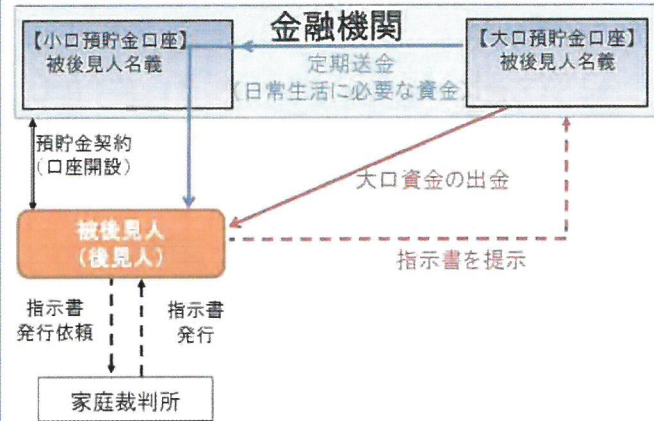
後見制度支援信託

- ◆ 被後見人の金銭を信託銀行等の信託財産において管理。
- ◆ 日常生活に用いる資金は、信託財産から被後見人の銀行口座に定期交付。
- ◆ 以下の取引では、家庭裁判所の指示書が必要。
 - ・ 支援信託契約時
 - ・ 定期交付額の設定時
 - ・ 信託財産からの出金時 等



後見制度支援預貯金

- ◆ 被後見人の金銭を大口預貯金口座と小口預貯金口座において管理。
- ◆ 日常生活に用いる資金は、大口預貯金口座から小口預貯金口座へ定期送金。
- ◆ 以下の取引では、家庭裁判所の指示書が必要。
 - ・ 支援預貯金契約時 (口座開設時)
 - ・ 定期送金額の設定時
 - ・ 大口預貯金口座からの出金時 等



成年後見制度

における主な課題

全育連が実施したアンケートから

1. 全育連では、令和3年3月から5月にかけて成年後見制度（以下、後見制度）に関するアンケートを実施しました
2. 育成会の会員以外にも回答していただき、逆に認知症や精神障害のある人からの回答はなかったことから、純粹に知的・発達障害のある人と家族から見た後見制度への評価と課題が抽出されています
3. アンケート回答数も1,386件で、一定以上の標本数となっています

全育連が実施したアンケートから

4. 後見制度の認知度については、良く・ある程度を合わせると83%の人が知っていると回答しました
5. 実際に後見制度を使っている人は11%程度で、一般よりは高いものの90%近い人は使っていない状況でした
6. 後見制度を使っている人に聞いた後見人等の属性は、約70が親族（親）で専門職は14%、法人後見は7%でした

©又村 あおい 許可
なき複製を禁じます

2022年12月25日 2022年度全国権利擁護支援ネットワーク研修会 資料

全育連が実施したアンケートから

7. 後見等の類型では86%が後見で、保佐が9%、補助は2%でした
8. 使っている／いないに関わらず、後見制度で問題と感じる点は「申し立てしたら取り下げられない／後見利用を途中でやめられない」が1位（約50%）で「財産管理だけで身上保護をしてもらえない」「福祉と連携していない」「報酬が高い」が続いています
9. また、家庭裁判所への疑問も多数でした

©又村 あおい 許可
なき複製を禁じます

2022年12月25日 2022年度全国権利擁護支援ネットワーク研修会 資料

全育連が実施したアンケートから

10. 後見制度を使っていない理由は「親が元気だから」が1位（約65%）で「契約や年金管理が親でもできているから」「きょうだいがいるから」「制度について良くない評判を聞くから」「報酬が払えるか心配だから」が続いています
11. 後見等報酬については「1万円以下」が1位（36%）で「2万円以下」と合わせて過半数となっており、公費負担を求める意見も多数ありました

©又村 あおい 許可 2022年12月25日 2022年度全国権利擁護支援ネットワーク研修会 資料
なき複製を禁じます

全育連アンケートからみえる課題

1. 成年後見制度の認知度は80%以上と非常に高く、これまで指摘のあった「後見制度を知らないために利用が進まない」というフェーズは終わったと考えるべき状況
2. その上で、具体的な課題として「一度申請したら後戻りできない柔軟性の無さ」や「本人の意思を尊重しない後見人の資質の低さ」などが課題として指摘されている

©又村 あおい 許可 2022年12月25日 2022年度全国権利擁護支援ネットワーク研修会 資料
なき複製を禁じます

全育連アンケートからみえる課題

3. そのことと関連して、とりわけ身上保護の観点から第三者後見人による単独の後見には不安感を持っている傾向（チーム支援を希望する傾向）が見受けられる
4. たとえば、本人に身近な親族・福祉・医療・地域等の関係者と後見人等がチームとなり、日常的に本人をいろいろな視点で見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みが求められる

©又村 あおい 許可 2022年12月25日 2022年度全国権利擁護支援ネットワーク研修会 資料
なき複製を禁じます

全育連アンケートからみえる課題

5. 後見報酬については、多くの知的障害者が障害基礎年金を中心に暮らしている中で2～3万円/月の報酬設定となっている点に課題が集約される（この問題が抜本的に解決されない限り、利用は普及しないとさえいえる）
6. 制度利用に際しての、個別性に配慮した相談窓口が整備されていない点も課題であり、中核機関や成年後見制度利用支援センターの充実が不可欠（育成会も一次窓口になりうる）

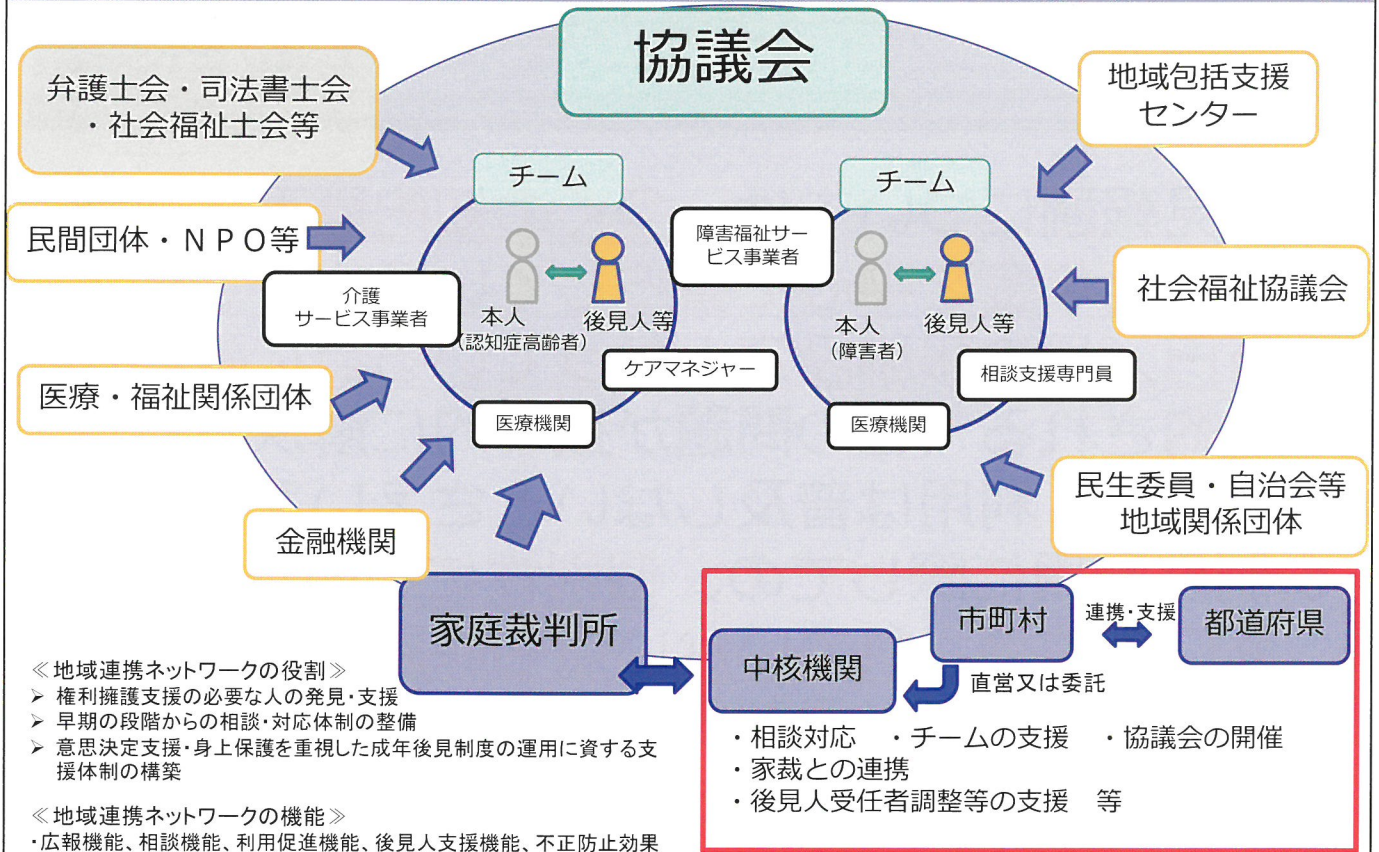
©又村 あおい 許可 2022年12月25日 2022年度全国権利擁護支援ネットワーク研修会 資料
なき複製を禁じます

全育連アンケートからみえる課題

7. 成年後見制度以外の支援については、後見制度が唯一絶対ではない点が重要な視点
8. 障害者権利条約との関係では、パラダイム転換となる「民法改正」に取り組むと同時に、成年後見制度を必要としている人には現制度下でも「支援付き意思決定」を基調とした後見支援（チーム支援）の力を向上させる両方の取組みが不可欠

©又村 あおい 許可 2022年12月25日 2022年度全国権利擁護支援ネットワーク研修会 資料
なき複製を禁じます

地域連携ネットワークのイメージ



- 〈地域連携ネットワークの役割〉
- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
 - 早期の段階からの相談・対応体制の整備
 - 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築
- 〈地域連携ネットワークの機能〉
- ・広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果

©又村 あおい 許可 2022年12月25日 2022年度全国権利擁護支援ネットワーク研修会 資料 なき複製を禁じます

全育連が実施したアンケートから

アンケートからみる課題のまとめ

育成会関係者を中心としたアンケートであり、関心の高い層が回答した点を考慮しても、制度の周知不足で利用を控えているわけではなく、一度使うと戻れず後見人等の変更もできず、財産管理に重きが置かれて身上保護が不十分な割に報酬が高いという具体的な課題が見えているために利用していないといえます

アンケート集計は下記URLからご覧になれます

<http://zen-iku.jp/info/release/4444.html>

事業運営社福法人による法人後見への期待と不安について

©又村 あおい 許可
なき複製を禁じます

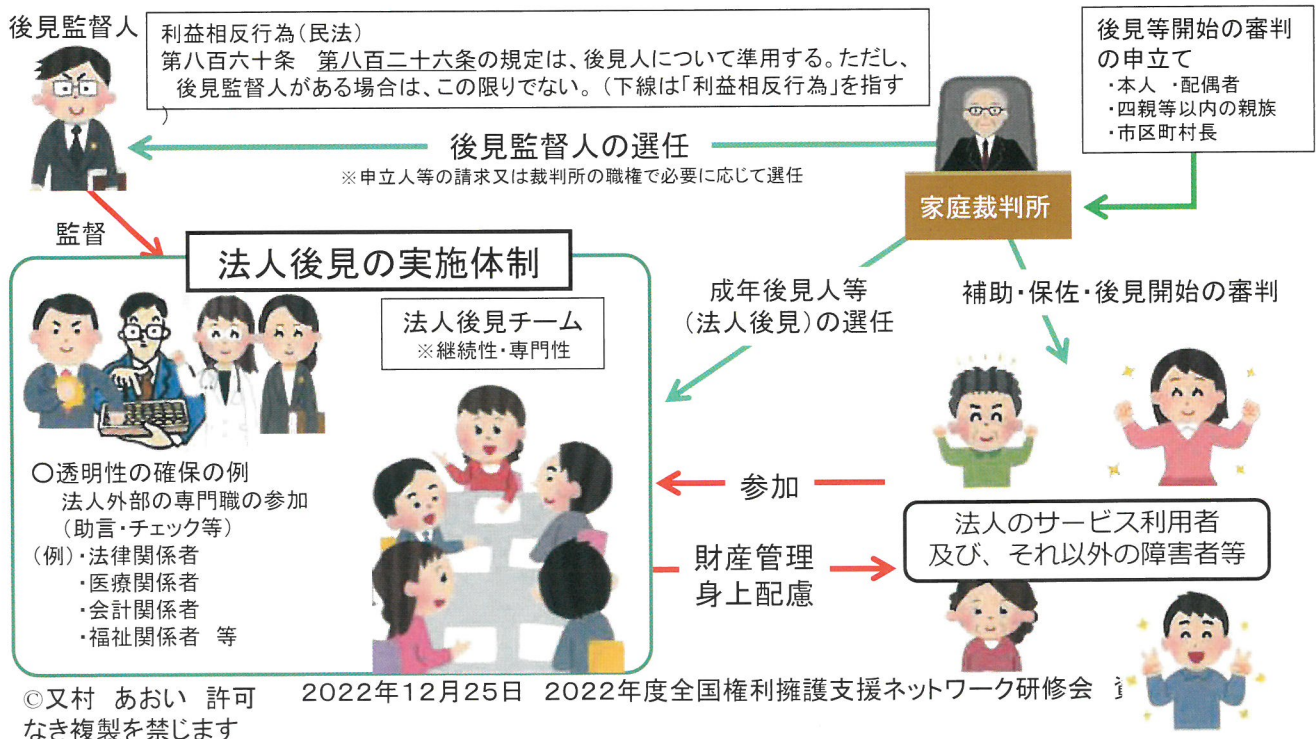
2022年12月25日 2022年度全国権利擁護支援ネットワーク研修会 資料

34

社会福祉法人等による法人後見の取組

成年後見制度利用促進委員会意見(平成29年1月)抜粋

- 若年期からの制度利用が想定され、その特性も多様である障害者の場合、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用である場合もあり、**後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保を前提に**、その活用を図っていくことが考えられる。
- 社会福祉法人においては、地域の様々なニーズを把握し、これらのニーズに対応していく中で、**地域における公益的な取組の一つとして、低所得の高齢者・障害者に対して自ら成年後見を実施することも含め**、その普及に向けた取組を実施することが期待される。

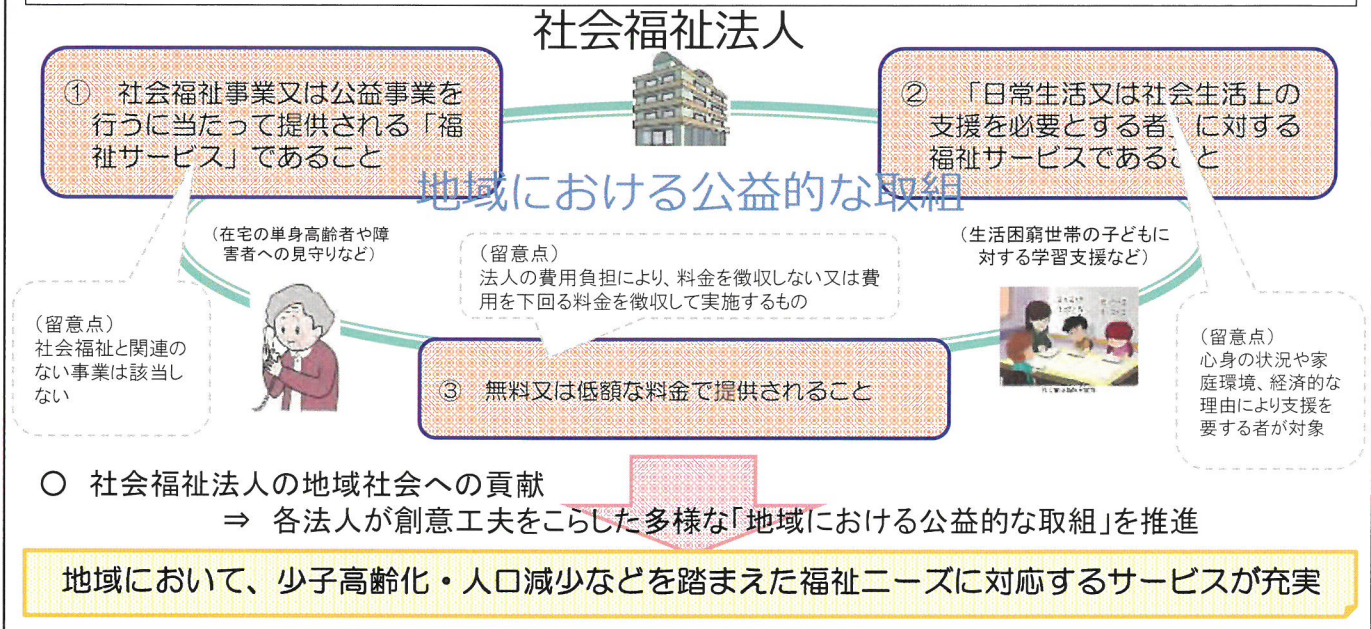


©又村 あおい 許可
なき複製を禁じます

2022年12月25日 2022年度全国権利擁護支援ネットワーク研修会

「地域における公益的な取組」について

- 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。
(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)
第24条(略)
2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供しよう努めなければならない。



この仕組みへの不安と期待

(不安)

1. 利益相反のリスクが高いのではないかと
2. 障害福祉サービスを展開する社会福祉法人に取組みを進めるだけの体力があるのか

(期待)

1. 年金収入が中心の人でも身上監護が期待できる成年後見の利用が可能になる?
2. 事業運営法人が後見制度を担うことで、実は地域生活移行が進む?

事業運営法人後見の利益相反をどう防ぐか

1. 基本の考え方は、成年後見制度を利用する人ごとに「後見監督人」（後見人の不適切活動を見張る人）を付ける方法です
2. これで利益相反は防ぐことはできますが、後見人の半額程度（1万～1万5千円）とはいえ監督人報酬が発生します
3. 仮に半額でも知的障害者には重い負担であり、法人全体を監督する（利用者全員で監督費用を案分する）仕組みなども必要か

ついに成年後見制度 の抜本見直し検討！

©又村 あおい 許可
なき複製を禁じます 2022年12月25日 2022年度全国権利擁護支援ネットワーク研修会 資料

39

抜本見直しはどこで議論？

1. 従来の見直し議論は厚生労働省の「成年後見制度利用促進専門家会議」で進んできたことから、運用改善で成果があった半面、民法改正に踏み込むことはできなかった
2. そこで、いよいよ民法を所管する法務省が深く関わり「成年後見制度の在り方に関する研究会（以下、研究会）」を立ち上げ
3. 2022年6月に設置され、2024年3月ころまでの議論期間を想定

©又村 あおい 許可
なき複製を禁じます 2022年12月25日 2022年度全国権利擁護支援ネットワーク研修会 資料

40

抜本見直しはなにを議論？

1. 研究会における検討事項は、あくまで「成年後見制度のあり方」であり、結果的に民法改正には至らない可能性もある
2. ただし、専門家会議において「ノーマライゼーションの理念を十分考慮した上で制度を見直していくこと」「成年後見制度を含めた総合的な支援として権利擁護支援を充実させていくこと」といった指摘があったことを踏まえて検討することとなっている

抜本見直しはなにを議論？

3. また、国連の障害者権利条約に関する初回審査が2022年8月に行われ、総括所見において厳しい指摘がなされたことにも留意することになっている
4. 具体的には、事実上の後見制度廃止、代替意思決定を支援付き意思決定に変える、法的能力の行使に当たって障害者が必要とする支援の提供など
5. 特に後見類型には厳しい指摘がなされた

抜本見直しはなにを議論？

6. こうした背景を踏まえ、研究会では「適切な時機に必要な範囲・期間で利用する制度の導入」について議論している
7. これは、要するに成年後見制度の「スポット利用」のことであり、これまでの「一度使い始めたら、本人が亡くなるまで使い続ける」という運用の抜本見直し
8. 関連して、後見等の類型は決定しつつ、後見人等は必要な時に指名する仕組みについても検討の対象となっている

抜本見直しはなにを議論？

9. さらに、成年後見制度の対象であると審判された場合に、後見人ではなく「成年保護特別代理人（仮称）」を立てる可能性についても検討している
10. これは、後見人などのように包括的な代理権や取消権を有する者ではなく、たとえば遺産相続など特定の課題のみに代理権を付与された者を選任する仕組み
11. 特別代理人が成年後見制度の申立てなどをする可能性も検討されている

抜本見直しはなにを議論？

12. そのほか、現行の類型である「後見」「保佐」「補助」そのものを見直す検討（類型を廃止する検討）や、後見人の代理権や取消権をどの程度まで制限するかといった検討もなされており、相当な抜本見直しとなることは確実
13. 研究会での議論結果は、法制審議会（民法などの改正を議論する会議）へ報告され、必要となれば民法改正へ進む段取り

ご清聴
ありがとうございます
ございました

ご参考まで・・・（その1）

全国手をつなぐ育成会連合会

2020年4月から、一般社団法人として生まれ変わりました

<http://zen-iku.jp/>



または、「全国手をつなぐ育成会連合会」で検索していただくとたいがいトップで表示されます。

QRコードはこちら！

2022年12月25日 2022年度全国権利擁護支援プログラム研修会 資料

ご参考まで・・・（その2）

あたらしいほうりつの本（2018年版）

全国手をつなぐ育成会連合会では、できるだけ読みやすく、障害福祉サービスや年金・手当などの概要や手続きのながれを解説した『あたらしいほうりつの本』を発行しています。



お求めは、全国手をつなぐ育成会連合会のホームページから！

<http://zen-iku.jp/publish/book>



会 資料

ご参考まで・・・（その3）

賛助会員になると毎月『手をつなぐ』が届きます

「手をつなぐ」は、知的な障害のある当事者（本人・家族）
に関しての各地の情報、わかりやすい制度の説明、各地で
元気に活動する人たち、親の声、本人の声が満載の情報誌です。
賛助会員（年間4,100円）になると、毎月『手をつなぐ』
をお届けいたします。



1か月あたり約350円！

ホームページ <http://zen-iku.jp/publish/tsunagu>
(お問合せ)

電話：03-5358-9274（平日10時から19時）
メール：info@zen-iku.jp（24時間受付）



ご参考まで・・・（その4）

「おたすけプラン」シリーズ大好評です！

育成会の会員向けの福利厚生として展開する保険事業「おたす
けプラン」シリーズは「所得補償保険」「がん保険」「傷害総
合保険」の3種類で、いずれも障害のある人にもご加入いた
だけるよう、運用を工夫しています（障害以外の理由で加入でき
ない場合があります）。加入対象は、育成会の会員〔障害のある
人、障害のある人の家族（親、きょうだい）、障害福祉サー
ビス事業所の職員、全国手をつなぐ育成会連合会の賛助会員〕
の皆さまです。

(お問合せ)

電話：03-5358-9274（平日10時から19時）
メール：info@zen-iku.jp（24時間受付）



おたすけプランシリーズの概要

(1) がんのおたすけプラン：日本人の2人に1人は患う「がん」に特化した保険

⇒ 告知事項をシンプルにしたことで、知的障害のある本人が加入しやすく

(2) おたすけプラン・日ごろの備え：個人賠償責任保険+傷害総合保険+特定感染症補償

⇒ 日常生活での賠償トラブルを補償し、新型コロナウイルス感染を一部補償。自転車の自賠責も兼ねる。手ごろな価格でご加入可能。(年齢による保険料変動がなく、告知不要)

(3) 暮らしのおたすけプラン：所得補償に特化した保険

⇒ 病気やけがで長期休業(退職)になった場合に、給与の60%程度を補償(精神疾患による休職も2年間補償)

団体契約により**保険料10%割引!**

知的障害者を支える方向け「暮らしのおたすけプラン」

所得補償保険
+ 葬祭費用等補償特約

知的障害者本人の安心・安全・健康をサポート

がん保険

日ごろの備え
個人賠償+傷害+特定感染症

手をつなぐおたすけプラン

資料

書目のご案内

自閉スペクトラム症 マイペースなきみに

家族は
すったもんだ

監修：井上雅彦
編集：全国手をつなぐ育成会連合会
イラスト：マリマリマーチ

◎ A5判 / 104頁
◎ 定価 1,430円(本体 1,300円+税10%)
◎ 2022年11月発行
◎ 978-4-8058-8785-1

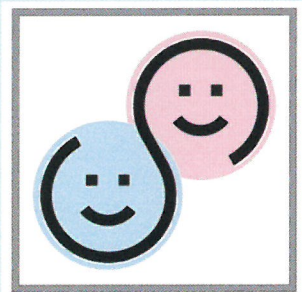
【目次】
はじめに
自閉スペクトラム症の特徴と理解
はじめに/ ASD診断のある人・ない人/ ASDの診断/ ASDのある子どもへの支援/ 読者のみなさんへ
すったもんだの日々
主な登場人物
1 「向かっても学校は行くもの」(など全6巻)
2 施設・病院
3 「お父さんの職業」(など全5巻)
4 行事・外出(全10巻)
5 家・日常生活(全15巻)
<コラム>
- 伝えるポイントは「具体的に」と「視覚的に」
- 体験を重ねて不安をなくす 巻2本

全国手をつなぐ育成会連合会の機関誌「手をつなぐ」に好評連載中の4コマまんが「毎日すったもんだ」が一冊の本になりました。

自閉スペクトラム症のある子の個性と向き合いながら、笑いあり涙ありの「すったもんだ」な家族の日常を、4コマまんがで切り取りました。学校、病院、外出など場面ごとのユニークなエピソードに、クスッとしたり、多様な個性を支援したり。解説付きで、ながわりの参考にもなる一冊です。

井上雅彦先生のわかりやすい解説付きです

ほのぼのとした温かいイラストで描く34のエピソード



S-NET